

佐世保市国土強靱化地域計画

佐世保市

目 次

I 章 強靱化の基本的考え方

- | | | | |
|---|-------------------|---|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | P | 1 |
| 2 | 計画の位置付け | P | 1 |
| 3 | 基本目標 | P | 2 |
| 4 | 強靱化を推進する上での基本的な方針 | P | 2 |
| 5 | 計画策定の進め方 | P | 3 |

II 章 本市の地域特性

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 自然的特性 | P | 4 |
| 2 | 社会的特性 | P | 5 |

III 章 想定される大規模自然災害とリスクシナリオ

- | | | | |
|---|---------------------------|---|----|
| 1 | 想定される大規模自然災害 | P | 8 |
| 2 | 本市における主な被災履歴 | P | 9 |
| 3 | 起きてはならない最悪の事態『リスクシナリオ』の設定 | P | 13 |
| 4 | リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定 | P | 16 |

IV 章 脆弱性評価と推進方針

- | | | | |
|---|-----------------|---|----|
| 1 | 脆弱性評価の考え方 | P | 17 |
| 2 | 推進方針（リスクへの対応方針） | P | 17 |

V 章 計画の推進

- | | | | |
|---|----------------|---|----|
| 1 | リスクシナリオごとの重点施策 | P | 43 |
| 2 | 毎年度の進捗状況の把握 | P | 47 |
| 3 | 計画の運用と見直し | P | 49 |

- | | | |
|-----------|---|----|
| 別表（関連事業等） | P | 50 |
|-----------|---|----|

I 章 強靱化の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行されました。

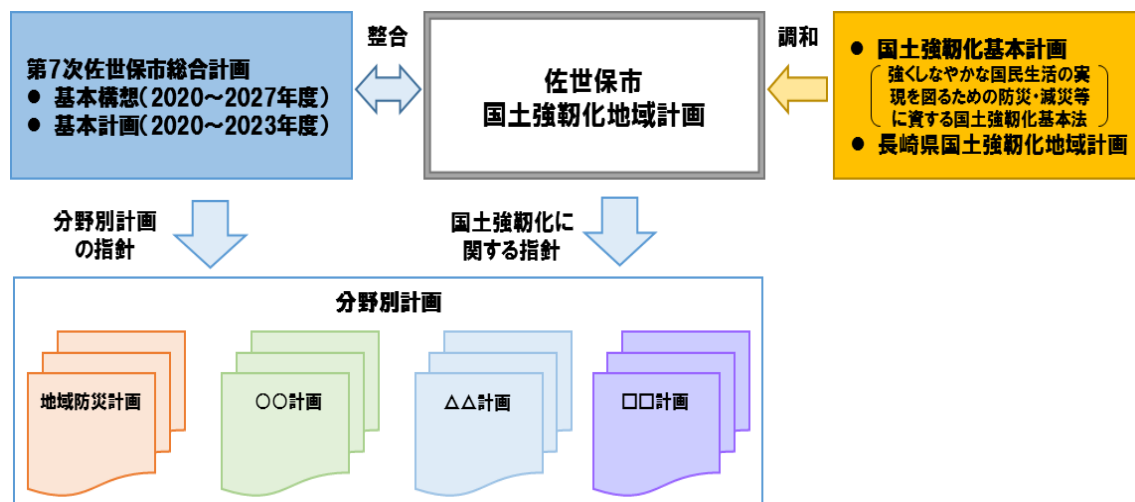
基本法では、その第 13 条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されています。

本市においても、風水害や地震等、いかなる災害が発生した場合でも致命的なダメージを回避し、仮に被害を受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、迅速に回復することができるよう、佐世保市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

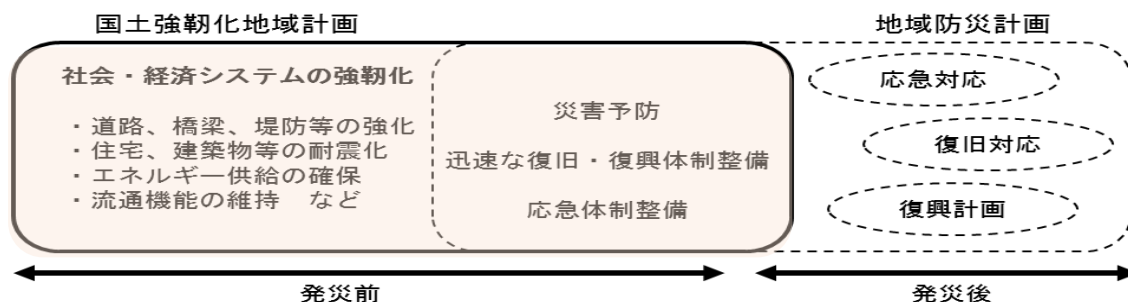
本計画に基づいた事業実施を通じて、強く、しなやかな佐世保市を目指します。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画であり、本市における国土強靱化に関し、本市の総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする各分野別計画の指針となるものです。



【国土強靱化地域計画と地域防災計画との違い】



基本法第 14 条において、国土強靱化地域計画は、同法第 10 条に規定される国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）との調和が保たれたものでなければならないと規定されています。

これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、基本計画と長崎県国土強靱化地域計画（以下、「県地域計画」という。）と調和を図り、以下の 4 項目を基本目標として強靱化を推進することとしました。

市民の生命の保護が最大限図られること
市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
迅速な復旧復興

基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進します。

(1) 本市の特性を踏まえた施策推進

- 本市の地域特性や実情を踏まえた施策の推進を図ります。
- 過去の災害から得られた教訓を最大限活用し、これまでに経験したことがない事態が発生することも常に念頭に置いて取組に当たります。

(2) 効率的・効果的な施策推進

- 人口減少等に起因する社会情勢の変化等を踏まえた効率的、効果的な施策の推進を図ります。
- 国や県の施策、既存の社会資本、民間資金の活用を図ります。

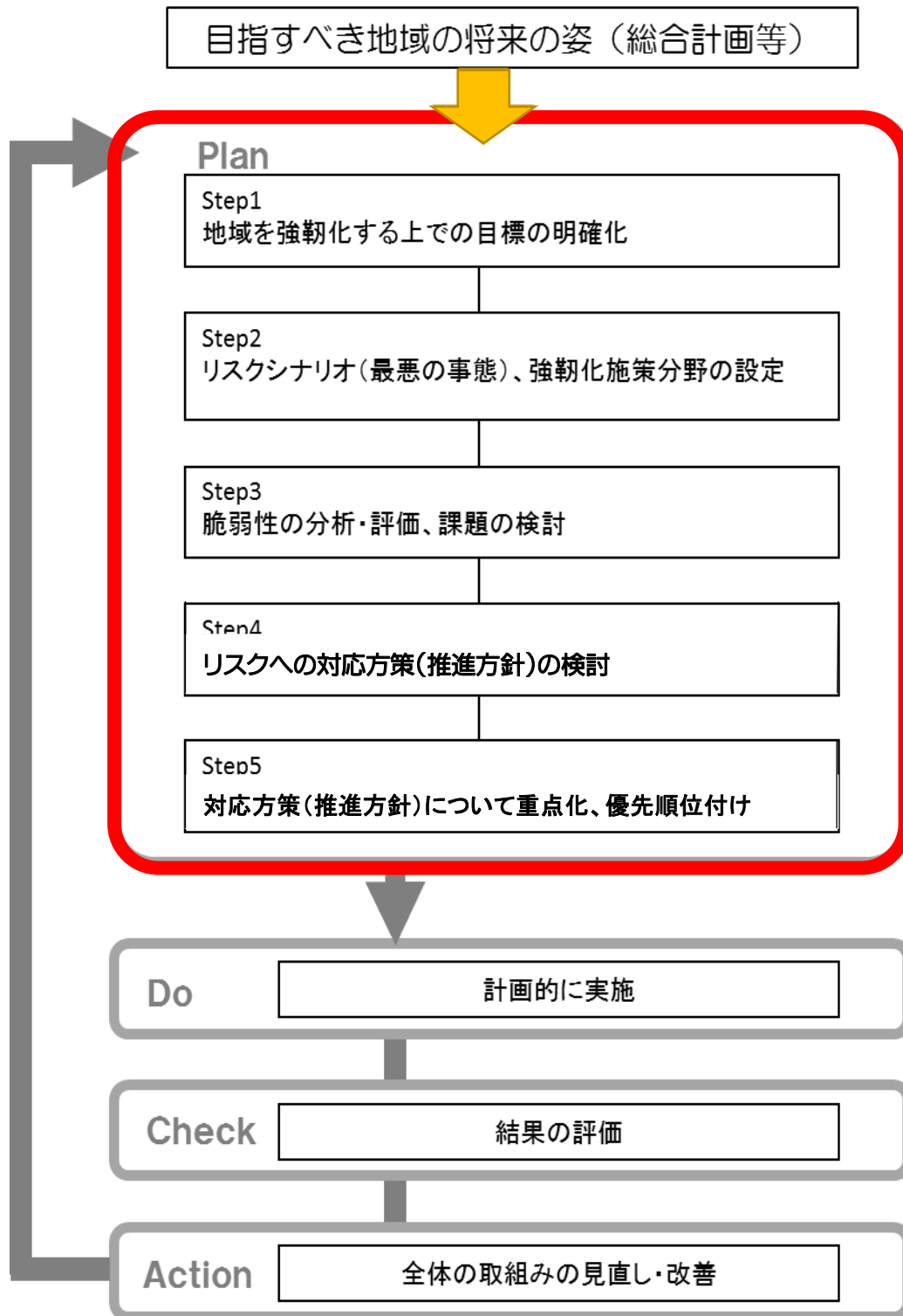
(3) 適切な施策の組み合わせ

- ハード施策とソフト施策を適切に組み合わせます。
- 自助、共助、公助の取組を適切かつ効果的に組み合わせます。
- 非常時のみならず平時にも有効活用できる施策の推進を図ります。

(4) 職員の意識改革

- 住民の安全、安心を確保するため、災害時における業務継続のための積極的な研修への取組や迅速的確な災害対応が行えるよう常に危機意識を持ち、職員自身が危機管理の意識改革と向上を目指します。

本計画は、目指すべき目標を明確にした上で、設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対して現行施策のどこに問題（地域の弱点）があるのかを知る「脆弱性評価」を行うとともに、その結果に基づき「推進方針」を考え、「重点化・優先順位付け」を行うという流れで策定します。



Ⅱ章 本市の地域的特性

1

自然的特性

(1) 地勢

本市は、平坦地に乏しく、いたるところに山岳丘陵が起伏し、北は国見山脈から^{わか}岐れた石盛山脈が連なり、東は国見山を主峰とする八天岳、隠居岳などからなる国見山脈がそびえ、西には将冠岳、弓張岳などの山脈があつて佐世保と相浦とを分断し、南は深く入り込んだ佐世保湾によって海に接しています。海岸線は複雑に入り組んだ典型的なリアス海岸で、点在する島の数には208に及び、全国でも類を見ない特色ある形状を示しています。

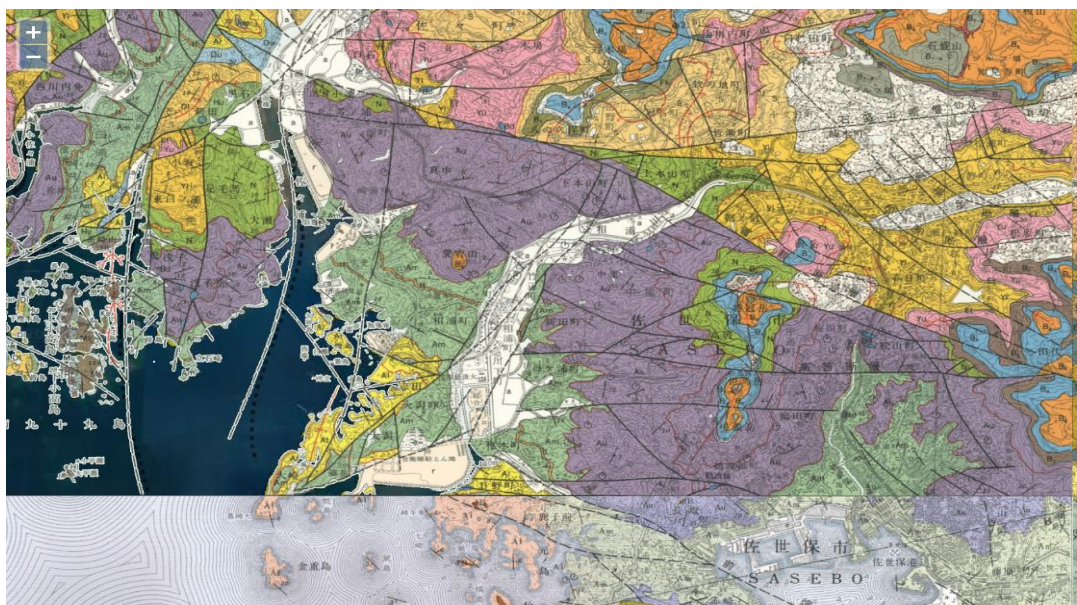
また、本市は斜面地の多い地形特性から危険な急傾斜地区が多く、全国でも有数の土砂災害警戒区域の指定が見込まれ、毎年降雨期には、がけ崩れが発生し多くの家屋等が被害を受けています。加えて、市街地の斜面には、住宅が密集した地域が存在し、狭隘な道路状況や老朽した建物が多く、有事の際に緊急車両の通行ができない恐れがあり、狭隘道路の改善などが必要な状況にあります。

(2) 地質

本市及びその付近の地形を形づくる地質構造は、極めて複雑であり、大別して火成と水成の両岩類に区分され、水成岩は殆どが砂岩と泥板岩で占めています。内陸直下型地震の要因となる活断層の分布については、第三紀層を切る断層は多数ありますが、第四紀に活動したことが確実なものはありません。しかし、活断層が確認されていないM6クラスの地震はいつ、どこで発生してもおかしくないと考えられています。

また、本市においては未だに数多くの特殊地下壕や炭鉱跡が存在しており、今後、陥没や崩壊等により、人的・物的被害を伴う事故が発生する恐れも潜在しています。

【佐世保市内における断層】



(出典) 地質調査総合センター

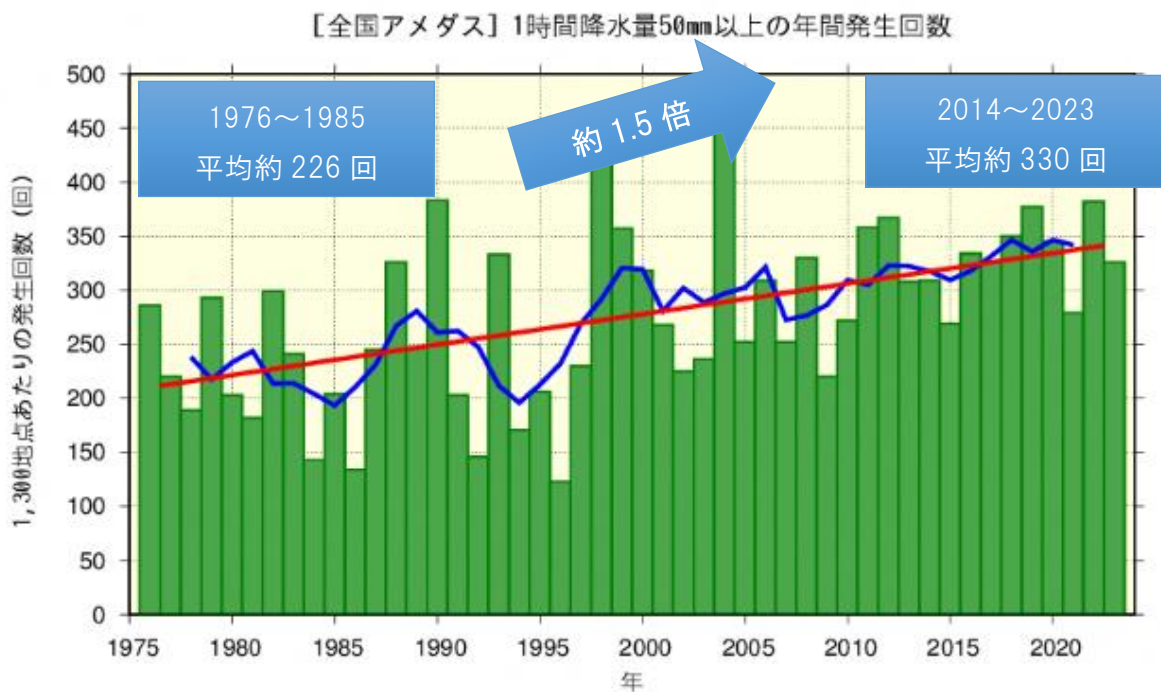
(3) 気候

本市は年平均気温が 18.3 度、年降水量が 1852.0 ミリであり、我が国の中では比較的温暖・多雨の傾向を持っています。温暖・多雨傾向の要因は、本市が南側から西側にかけて海に面しており、近海を流れる対馬海流の影響を受けていることが考えられています。

一方近年、気候変動の影響が顕著化しており、気候変動に関する政府間パネル（I P C C）の第 6 次評価報告書によると、気候システムの温暖化については疑う余地がなく、21 世紀末までに世界平均気温がさらに上昇するとされています。

また、約 40 年前から比較すると、近年 1 時間降水量 50 mm 以上の短時間降雨の発生回数が約 1.5 倍に、1 時間降水量 100 mm 以上の短時間強雨の発生回数が現在の約 1.8 倍以上に増加しています。

さらには、日本の南海上において、猛烈な台風の出現頻度が増加することが予測されており、本市においても今後の気候変動の影響を踏まえた防災・減災対策が求められています。



（出典）気象庁「大雨や猛暑日など（極端現象）の長期変化」

2

社会的特性

(1) 市勢概況

本市は、九州の北西端、長崎県の北部に位置し、市中心部から長崎市までは約 80 km、福岡市まで約 100 km、東京まで約 1,000 km の位置にあります。

総面積は県全体の約 10% にあたる 426.06 ㎢ を有しており、市内では烏帽子岳（568m）や将冠岳（445m）等の山系が連なり、臨海部ではリアス海岸が形成され、各所に半島や岬が見られます。

明治 22 年に海軍鎮守府が設置されて以降、戦前は海軍とともに発展し、戦後は平和産業港湾都市として、造船や炭鉱を柱とした発展を経て、現在は西九州北部地域の中心的都市となっており、平成 28 年 4 月に中核市へ移行しました。

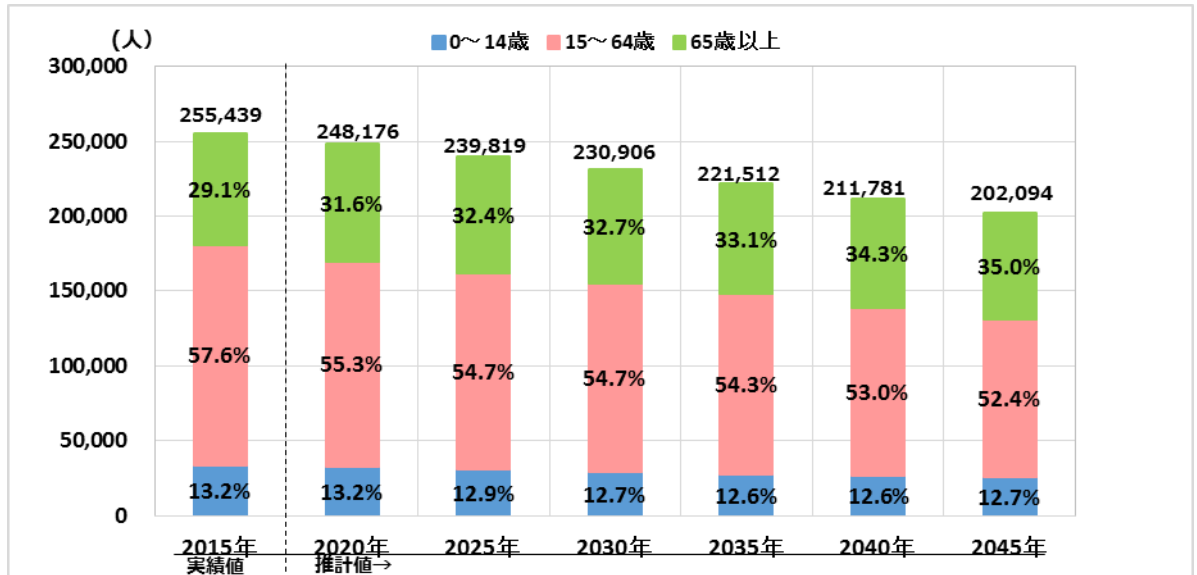
また、平成 31 年 4 月には西九州ささば広域都市圏として、長崎・佐賀両県を跨いだ周辺 11 市町により、人口減少、高齢化社会の中、活力ある地域経済・社会づくりのための取組を進めています。

(2) 人口・世帯構造

本市の人口は 243,223 人（2020 年国勢調査）ですが、今後も減少に転じる予測となっています。

また、年齢別人口構成比率の推移については、生産年齢人口（15 歳～64 歳）比率の減少傾向、老年人口（65 歳以上）比率の増加傾向が顕著となっている一方、年少人口（0 歳～14 歳）の比率は約 11% 台で推移する傾向が予測されています。

〔年齢別人口構成推移〕



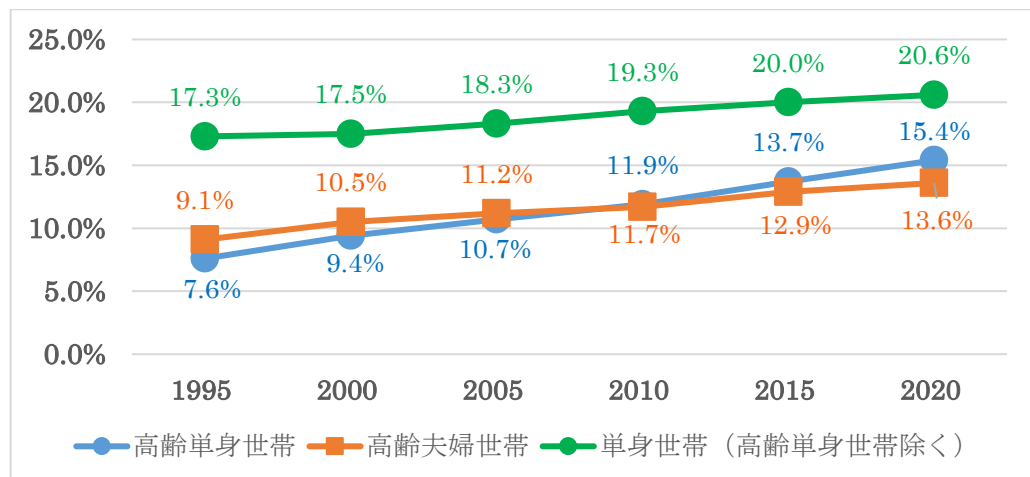
（出典）「令和 2 年国勢調査」、国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和 5 年）

また、本市全世帯に占める高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の割合は 1995 年から 2020 年まで上昇傾向となっており、特に高齢単身世帯の増加が顕著であることが分かっています。

一方、高齢単身世帯を除いた単独世帯数の割合は 2000 年までは 17% 台と横ばいで推移していましたが、2005 年以降上昇傾向となっています。

単独世帯や高齢の単身世帯と夫婦世帯の増加は、地域コミュニティにおける共助機能の形成の低下、並びに高齢化に伴う自助機能の低下につながるおそれがあることから、災害時における孤立化や逃げ遅れの状況等を招きやすいことに留意する必要があります。

〔単独世帯と高齢単身世帯等の比率推移〕



（出典）「令和 2 年国勢調査」

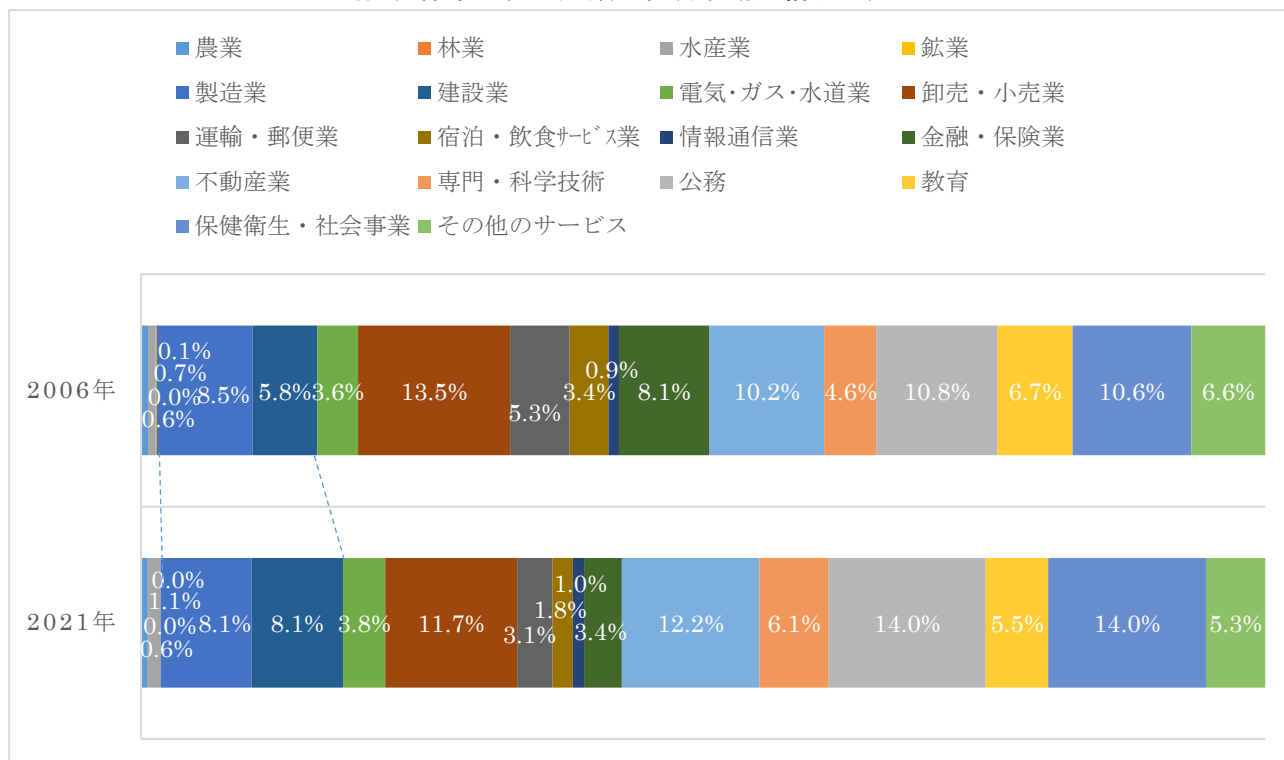
(3) 経済活動

本市の 2020 年総生産額で見ると、第 1 次産業が 1.7%、第 2 次産業が 16.2%、第 3 次産業が 82%を占める産業構造となっています。

2006 年から 15 年経過した 2020 年では、製造業や建設業等の第 2 次産業が占める割合が増加し、第 3 次産業が全体としては減少しています。

本市は九州本土最西端に位置しており、災害時等においても経済活動が持続できるようサプライチェーンの維持のため、緊急輸送道路や重要物流道路網におけるリダンダンシーの確保、ミッシングリンクの解消などが急務となっています。

〔佐世保市内総生産額の経済活動別構成比〕

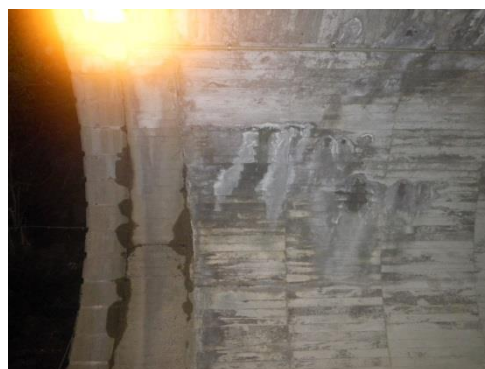


(4) 社会基盤施設の老朽化

本市の道路や河川、公共建築物といった社会基盤施設の多くは戦後の高度経済成長期に造られており、特に橋梁やトンネルといった構造物については老朽化が顕著になってきています。また、水道施設についても戦前に造られたものが多く、老朽化や耐震性などの問題を抱えていることから、これらの構造物については計画的なメンテナンスを行いながら、施設の長寿命化を目指すことが喫緊の課題となっています。



〔老朽が著しい相浦橋(補修前)の状況〕



〔老朽化が進む石岳隧道の状況〕

Ⅲ章 想定される大規模自然災害とリスクシナリオ

1

想定される大規模自然災害

本計画において想定する大規模自然災害は、本市が有する地勢や気候等の特性を鑑み、以下のよう
な市内全域に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象とします。

(1) 大雨・豪雨

本市は前線活動の活発化、特に梅雨前線が停滞し、前線上を低気圧が通過するときや、前線に向
かって南から暖かい湿った空気が流れ込むとき大雨となることが多く、洪水、浸水害、土砂災害等
の被害が発生することがあります。また、近年の線状降水帯による降雨の局地化、長時間化に対す
る備えも必要となっています。

(2) 台風（強風・大雨・高潮・高波）

本市は台風の常襲地域であり、その接近、上陸により人的・物的に大きな被害を受けてきました
が、台風周辺には活発な雨雲がとりまいており、強風とともに大雨をもたらし、洪水、浸水害、土
砂災害等の被害が発生することがあります。また、今後これまで以上の猛烈な台風の出現頻度が高
くなることが予想されています。

また、台風や低気圧接近で気圧が下がると、海面上昇による高潮災害、高潮と重なった高波に
よる浸水害が発生することがあります。

(3) 地震・津波

本市を含む県北部は比較的地震活動が穏やかなところですが、周辺（県外含む）で過去には M6
～7 の地震が発生しており、地震動、液状化、斜面・建物崩壊、火災、津波等による物的・人的被
害が想定されます。南海トラフ巨大地震においては、震度 4 程度、津波高さ 2～5 m 程度が想定さ
れています。

(4) 渇水

本市を含む長崎県内の水利特性は流路延長が短い急勾配の中小河川が多く、平地が少ないため河
川の保水能力が低いという地勢に加え、年間降水量の多くが梅雨時期と台風期に集中する気象条件
等から水資源に恵まれない特性を有し、特に本市は慢性的な水源不足に悩まされており、過去に深
刻な渇水被害を受けています。

また、災害による施設の損壊、機能不全による水の安定供給への課題も潜在化しています。

(1) 大雨・豪雨

① 昭和 23 年 9 月 11 日夜の大水害

- ・ 豪雨による水害で家屋の倒壊・浸水約 9,000 戸、死者・行方不明者 70 余名
- ・ 総降雨量 353 mm、日降雨量 216 mm

② 昭和 30 年 4 月 15 日～16 日の土砂災害

- ・ 豪雨による佐世保炭鉱のボタ山崩壊により、炭鉱住宅 6 戸住 11 棟が埋没、死者 73 名
- ・ 日降雨量 162 mm、時間雨量 72 mm

③ 昭和 42 年 7 月 8 日～9 日の大水害

- ・ 集中豪雨による全壊 232 棟、半壊 151 棟、床上浸水 5,720 棟、死者 29 名、負傷者 270 名、被害総額 74 億 3 千万円（災害救助法適用）
- ・ 総降雨量 354.3 mm、日降雨量 232.5 mm

④ 平成 30 年 7 月 5 日～6 日 西日本豪雨

- ・ 集中豪雨による住宅一部壊 4 棟、床上浸水 4 棟、床下浸水 16 棟、地すべり 2 件
- ・ 避難者 370 世帯 662 人、死傷者無し
- ・ 7 月 5 日 12 時～7 月 6 日 18 時までの連続雨量 436 mm

⑤ 令和元年 8 月 27 日～29 日の豪雨

- ・ 集中豪雨による住宅全壊 1 棟、住宅半壊 3 棟、床上浸水 9 棟、床下浸水 25 棟
- ・ 避難者 208 世帯 412 人、死傷者無し
- ・ 8 月 22 日 18 時～29 日 20 時までの連続雨量 649 mm

⑥ 令和 2 年 6 月 25 日～26 日の大雨

- ・ 大雨による床上浸水 1 棟、床下浸水 10 棟、崖崩壊 5 箇所、道路崩壊 1 箇所
- ・ 避難者 61 世帯 100 人、死傷者無し
- ・ 6 月 25 日 0 時～14 時までの連続雨量 275 mm

⑦ 令和 2 年 7 月 6 日～12 日の大雨

- ・ 大雨による崖崩壊 7 箇所、非住家全壊 1 棟、道路崩壊（地すべり）1 箇所
- ・ 避難者 266 世帯 418 人 死傷者無し
- ・ 7 月 6 日 0 時～7 月 8 日 1 時までの連続雨量 425 mm
- ・ 7 月 9 日 0 時～12 日 12 時までの連続雨量 181.5 mm



〔昭和 42 年 7 月 9 日の日宇川濁流の様子〕



〔昭和 42 年 7 月 9 日の黒髪小学校前の護岸決壊の様子〕



〔平成 30 年 7 月 6 日の相浦川の様子〕



〔令和元年 8 月 27 日の江迎川越流の様子〕



〔令和 2 年 6 月 25 日の御船町道路崩壊の様子〕



〔令和 2 年 7 月 8 日の牧の地地区地すべりの様子〕

(2) 台風（強風・大雨・高潮・高波）※長崎県内

①平成3年9月27日の台風19号

- ・本市上陸時の勢力は中心気圧 940hpa、中心付近の最大風速は 50m/s、最大瞬間風速は本市で 42.1m/s、総降雨量 113.0 mm
- ・県内において、死者 5 名、負傷者 257 名、建物全壊 158 棟・半壊 2,453 棟の被害発生

②平成18年9月17日の台風13号

- ・本市上陸時の勢力は中心気圧 950hpa、中心付近の最大風速は 40m/s、最大瞬間風速は本市で 43.5m/s、総降雨量 65.5 mm
- ・県内において、重傷 7 名、軽傷 61 名、住家全壊 3 棟・半壊 73 棟、農作物や電線に塩害被害発生



〔平成18年9月17日の江迎町嘉例川の様子〕



〔平成18年9月17日の江迎町長坂付近の様子〕

出典「県北振興局 河川課」

(3) 地震・津波

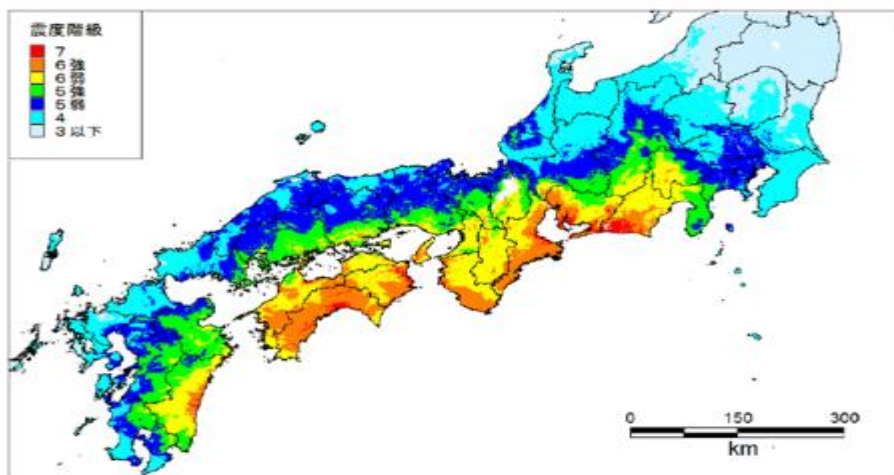
①地震

- ・本市においては、1947 年の観測開始から 2023 年までに震度 1 以上が観測された地震は 120 回
- ・2005 年 3 月 20 日の福岡県西方沖地震（M7.0）により最大震度は震度 4 を観測
- ・2016 年 4 月 16 日の熊本地震（M7.3）により最大震度は震度 3 を観測

【本市における震度 1 以上の地震回数（1947～2023 年）】

震度階級	震度 1	震度 2	震度 3	震度 4	震度 5 弱以上
回数	87	28	4	1	0

【南海トラフ巨大地震の震度分布】



出典「中央防災会議 2013」

②津波

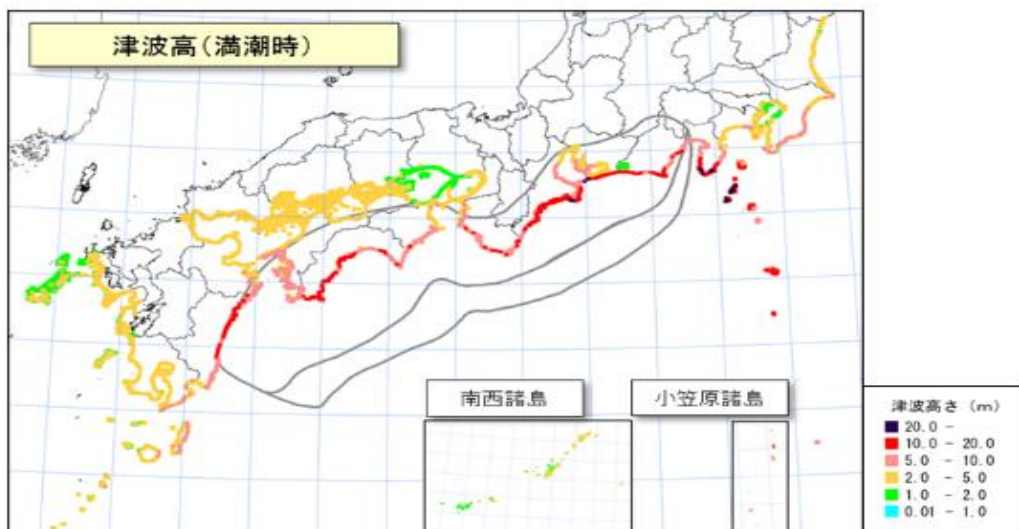
- ・本市における津波被害は少ないが、沿岸に位置するため常に注意を要します。
- ・2011 年 3 月 11 日、三陸沖で発生した東北地方太平洋沖地震により津波を観測

【本市における津波観測（最大値）（2003～2019 年）】

地点	観測値	観測日時
佐世保（海上保安庁）	68cm	2011年3月11日 21時52分

【南海トラフ巨大地震の津波高】

出典「佐世保市地域防災計画」



(4) 渇水

①昭和 53 年度

- ・ 最大 43 時間断水（2 日間で 5 時間しか水が出ない）、制限日数 11 日間

②平成 6～7 年度

- ・ 最大 43 時間断水（2 日間で 5 時間しか水が出ない）、制限日数 264 日間

③平成 17 年度

- ・ 減圧給水制限、制限日数 8 日間

④平成 19 年度

- ・ 減圧給水制限、制限日数 160 日間



〔平成 6 年の相当ダム（柚木地区）の様子〕



〔平成 19 年の下の原ダムの様子〕

3

起きてはならない最悪の事態『リスクシナリオ』の設定

(1) 事前に備えるべき目標

前述した 4 つの基本目標を達成するために、基本計画及び県地域計画との調和を図りつつ、9 項目を設定しました。

(2) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定は、基本計画及び県地域計画で設定されている項目を参考にしつつ、本市特有の状況を鑑み、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら 42 項目に整理しました。

事前に備えるべき目標 (9 項目)		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） (42 項目)	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	学校や社会福祉施設、観光施設等の不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	土砂災害・水害等による多数の死傷者の発生のみならず、その後長期にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間の停止
		2-2	避難所等の機能不全等により被災者の生活が困難となる事態
		2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-4	警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足
		2-5	救助・救急、医療活動のための物資・エネルギー供給の長期間の途絶
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模な発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力の供給停止等による情報通信の麻痺や長期間の停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	港湾施設等の被災による海上輸送機能の長期停止
		5-5	基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）の機能停止
		5-6	食料等の安定供給の停滞

6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等（取水・貯水・浄水・送配水施設及び基幹管路等）の長期間にわたる供給停止
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	異常渇水等（河川・貯水池等の枯渇）による用水供給の途絶
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	海上・臨海部（民間・防衛施設を含む）の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散による被害の拡大
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-7	風評被害等による経済等への甚大な影響
		7-8	獣舎や畜舎が損壊・倒壊し、中大型家畜等が脱柵することによる二次災害の発生
8	大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事
		8-4	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域・長期にわたる浸水被害等の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
9	大規模自然災害が発生したとしても、離島・半島の孤立地域の発生を回避する	9-1	離島・半島のインフラ損壊による長期にわたる孤立地域の発生

施策分野は、**3** で設定したリスクシナリオを回避し、最悪の事態に至らないようにするためにハード・ソフト対策の適切な組み合わせ等、必要な施策を念頭に置きつつ、市の機構（部局構成）も鑑み、6つの個別施策分野、3つの横断的分野及びそれぞれの方向性を以下のとおり設定しました。

	施策分野	方向性
個別施策分野	① 行政機能	市民の生命を守り、迅速な復興を図るため、行政としての基幹機能の保持を図ります。
	② 都市・住宅・環境	都市施設の充実等により発災時の被害軽減、被災者の負担軽減を図ります。
	③ 保健医療・福祉	保健医療体制の連携、確保により市民の生命を守ります。
	④ 産業分野 (情報通信・エネルギー・産業構造)	企業の防災・減災の取組を促進するとともに、被災時の事業者支援を行います。
	⑤ 農林水産	農林水産業施設損壊等による2次被害の防止により、市民の生命・財産を守ります。
	⑥ 国土保全・交通・物流	命を守る斜面地、浸水対策の推進及び緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの充実を図ります。

	施策分野	方向性
横断的分野	① リスクコミュニケーション	複数の部局に跨る課題に対し、情報交換、連携を行いながら解決を図ります。
	② 老朽化対策	既存インフラの高齢化が加速度的に増加する中、人命を守り、機能不全に陥らないよう老朽化対策、長寿命化を図ります。
	③ 離島・半島対策	離島における防災拠点及び交通手段の確保を図ります。

IV章 脆弱性評価と推進方針

1

脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な被害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことです。

強靱化に関連する本市の施策や現状のどこに課題があるのかを把握するため、「強靱性」の対義語である「脆弱性」について、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき分析・評価を行いました。

2

推進方針(リスクへの対応方針)

本市で想定される42項目の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」について、関係部局がこれまで実施している施策の取組や課題等から、施策分野ごとに本市が抱える脆弱性について評価を行い、事態を回避するための施策について、推進方針を整理しました。

推進方針は、9項目の事前に備えるべき目標に照らして必要な対応を施策分野ごとにとりまとめたものですが、各分野間には相互に関連する内容や、国・県との連携のもと進める事項もあることから、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮します。

なお、関係部局が実施している国土強靱化に関連する事業や国及び県が関連する事業等については末尾の別表に記載します。

① 行政機能

市民の生命を守り、迅速な復興を図るため、行政としての基幹機能の保持を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク 財 No	部局名
【消防用車両等の整備】(重点) ○災害に起因した火災や建築物の倒壊などによって、死者や重傷者、又は救助を待つ人が多数発生する。 また、災害による混乱によって、人的な二次災害が多発する事態が懸念される。 【津波や浸水災害に対する備え】 ○津波や浸水災害では、多数の死者や負傷者が生じるほか、急激な水位の上昇によって多くの市民が孤立する可能性が高い。 また、避難指示等の防災情報が確実に伝わらず、市民の避難行動の遅れにつながる懸念される。 【消防水利の整備】(重点) ○延焼や飛び火による火災の拡大、及び市内の随所で多発する大規模火災に対応するための消火用水の不足や途絶が懸念される。 また、交通施設や消防水利の損壊によって、円滑な消火活動に支障が生じることも考慮しなければならない。 【医療救護体制の確立】 ○災害の発生に伴い、多数の負傷者救護にあたる救急医療従事者の不足が懸念される。 また、多数の負傷者対応などにより、災害時の拠点となる医療機関の機能が低下するおそれがある。 【長崎県内消防相互応援】 ○本市が保有する消防力（消防用車両や資機材、これを運用する隊員）が不足することが懸念され、一刻を争う緊急性の高い事象に即時対応ができない状況に陥る可能性がある。	○人命の保護を最優先とした活動が展開できるよう、消防用車両や消火・救助・救急用資機材を適正に整備するとともに、災害対応にあたる隊員の技術向上を図る。また、二次災害防止を図るため現地指揮所の機能を強化するなど、関係機関と連携した体制を確立する。 ○津波・風水害対策車や高機能救命ボートほか特殊な救助用資機材を有した機動性の高い救助体制を構築する。また、「市民が取るべき行動」を正確・確実に周知できるよう、消防隊による効果的な広報活動が展開できる体制を確立する。 ○消火栓の適正な維持管理と耐震性能の高い防火水槽の整備を推進する。 また、消防水利が不足する地域の計画的な解消と住宅密集地や斜面地の消防用水の確保に向けた水利整備事業を積極的に展開する。 ○災害時の拠点となる医療機関、DMAT（災害派遣医療チーム）及び消防機関が一体となった救急救護体制を、より一層充実させなければならない。 また、怪我の程度に応じた優先度判定による救急搬送など、救急救護体制を確立するため、関係機関との連携強化を図る。 ○人命の保護を最優先とした消防活動を迅速に行うため、「長崎県広域消防相互応援協定」に基づき県内の消防本部に出動を要請する。 また、実災害を想定した合同訓練等を通じ、応援体制の実効性を高め、総合的な消防体制を強化する。	1-1 1-2 7-1 1-3 1-4 1-1 1-2 7-1 2-4 2-5 2-6 1-1 1-2 1-3 1-4 2-4 7-1	消防局 消防局 消防局 消防局 消防局

① 行政機能

市民の生命を守り、迅速な復興を図るため、行政としての基幹機能の保持を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク No	部局名
【緊急消防援助隊の応援】(重点・加速化) ○消防力(消防用車両や資機材、これを運用する隊員)を最大限に活用して人命救助などに即時対応しなければならないが、災害の規模に対し、消防力が絶対的に不足し、人命救助や消火活動に遅れが生じることが懸念される。 【防災航空隊との連携】 ○119番通報や陸上部隊の情報収集活動のみでは、災害の規模や被災地の実態が確実に把握できない。 また、消防力が一極に集中または分散するなど、効果的な消防活動の展開が困難となるおそれがある。 【ドクターヘリの出動】 ○医療資源が比較的少ない地域における負傷者の初期治療や救急対応の遅れが懸念される。 また、道路や橋などの交通施設の損壊によって、陸路による急患搬送が困難となる事態が懸念される。 【通信指令システム等の整備】 ○現在運用している通信指令システムは、複数の災害事案に即時対応できる機能を有しているものの、災害の規模によっては多数の市民から同時多発的な緊急通報を受信することとなる。この場合、事案情報が輻輳し、通信指令業務の混乱が懸念される。 【非常電源等の確保】 ○消防庁舎や消防団詰所は、活動方針を共有し被災地に向け進出する拠点となるが、長期の停電によって、その機能が著しく低下し、災害初期活動における対応の遅れや活動の長期化に絶えないなどの懸念がある。 【消防救急無線設備の整備】 ○災害時の的確な情報収集と指揮命令系統の確立のため、消防救急無線設備	○陸上及び航空部隊で構成される全国規模の緊急消防援助隊を適時・的確に要請し、人命の保護と被害の拡大防止を図る。 ○適時に出動を要請するほか、防災航空隊が被災地上空から収集した情報を共有し災害の実態を把握するとともに、孤立者の救助にあたるなど、効果的な消防活動につなげる。 また、消防活動の実効性を高めるため、実践的な情報伝達訓練等を計画的に行い、地上部隊との連携力を強化する。 ○ドクターヘリの出動要請を適時・的確に行い、負傷者の救命に向けた医師による迅速な初期治療や負傷者の搬送体制をより一層強化する。 また、計画的な合同訓練等を通じ、ドクターヘリとの連携強化を図る。 ○通信指令システムの適切な維持管理はもとより、各種訓練や研修による受信体制と情報集約機能の強化を図る。また、現任の通信員以外の特命通信員を育成することで必要とされる通信指令業務の維持継続を図る。 ○非常用電力を供給する発電設備や蓄電池設備の整備を推進し、消防活動の拠点となる消防庁舎や消防団詰所の業務継続力の向上を図る。 ○消防救急無線設備の適切な維持管理に加え、緊急消防援助隊通信支援小隊を	1-1 1-2 1-3 1-4 2-4 7-1 9-1 2-4 7-1 9-1 1-3 1-4 2-3 2-4 2-6 9-1 1-1 1-3 3-1 7-1 1-1 1-3 1-6 1-1 1-3	消防局 消防局 消防局 消防局 消防局

① 行政機能

市民の生命を守り、迅速な復興を図るため、行政としての基幹機能の保持を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク 財 No	部局名
を整備しているが、設備や施設の損壊等によって、無線による情報伝達が普通となる事態が懸念される。 【商業施設などの防火対策】 ○商業施設やガソリンスタンドなどは多くの市民が利用することから災害時に火災等が発生した場合、多くの死傷者が発生する懸念がある。 【地域における防火防災対策】 ○大規模災害時には、地域住民による消火や救護など自主的な活動も必要となるため促進の必要がある。 【消防活動拠点の強化】 ○活動拠点となるべき消防庁舎のうち2署5出張所が建築後30年以上を経過しているため、庁舎の損壊等によって機能を維持できず、消防活動の継続が困難な状況が発生する恐れがある。 【消防団の充実強化】 ○災害の甚大化、広域化が予測される中で、消防団員は年々減少傾向にあり、将来において有事の際の動員力や機動力が確保されないことが懸念される。 【地震、津波災害時の被災者軽減】 ○地震、津波の発生時に各個人が取るべき行動を市民に周知する必要がある。 【地域避難施設の確保及び運営】 ○災害時には避難所が不足する恐れもあるため指定避難所の他、地域避難所開設に向けた取組が必要である。	有する消防本部からの応援体制の構築に努める。また、各種無線設備の更新計画を策定し、より伝達機能に優れた体制の構築を検討する。 ○多くの市民が利用する建物などの消防調査を行い、防火設備の適切な維持管理と火災発生時の迅速・的確な初動活動や避難誘導の指導充実を図る。 ○災害発生時における自助、共助による活動を定着させる。そのためには、自らの命は自らが、または地域で守るという意識の向上を図るための取組を積極的に推進する。 ○消防庁舎の被災等による火災・救助・救急活動の停滞を回避するため活動拠点となる消防施設等を計画的に整備する。 ○消防団員の加入促進を図るとともに、消防団基本計画に基づき、施設や車両及び機材等の計画的な整備を進め、組織と機動力の充実強化を図る。 ○緊急地震速報時や津波災害時は、受信した各個人が適切に身を守る行動をとることが重要である。防災教育、出前講座等により、適切に身を守る行動がとれるよう、啓発や防災訓練を行う。 ○市内の緊急避難場所は270箇所を指定している。地域避難所を含め避難施設の確保に努めるとともに、各自治協議会と協力し、地域避難所開設の体制づくりに向けて積極的に推進する。	1-6 3-1 9-1 1-1 1-2 5-3 7-1 1-1 7-1 2-4 3-1 1-1 1-2 1-3 1-4 7-1 1-1 1-1 2-2	消防局 消防局 消防局 消防局 防災危機管理局 防災危機管理局

① 行政機能

市民の生命を守り、迅速な復興を図るため、行政としての基幹機能の保持を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク No	部局名
【防災情報の確実な伝達】(重点) ○水害や土砂災害において、防災行政無線による避難指示等の防災情報が市民に対し確実に伝達できるよう取組が必要である。 【情報伝達手段の確保、強化】 ○災害発生及び災害発生が見込まれるときに災害情報を確実に市民に伝達する必要がある。 【受援体制の整備】 ○災害時には、市外からの救援物資や、自衛隊、警察、消防などの応援要請を行う場合があるため、受入れの体制づくりが必要である。 【市職員の災害対応力強化】 ○非常時における優先業務を継続して行うためには日頃からの取組が必要である。 【コミュニティセンターの危険部位解消、耐震改修事業】 ○災害が発生する恐れのある初期段階から避難所として開設される地区コミュニティセンターについて、約半数が築40年超となる老朽施設の危険部位解消及び非構造物の耐震化を進める必要がある。 【学校施設等の危険部位（外壁等）解消】 ○外壁等の劣化現状の把握、危険部位改修計画の策定が必要である。 【学校施設の整備】 ○災害時の避難所として役割を果たし	○防災行政無線の戸別受信機を配備し、市民への防災情報の確実な伝達のための機能強化を図る。 ○防災行政無線設備の正常な稼働を維持し、市域の無線システム構成を統一するとともに戸別受信機の配備とEメール配信、その他多様な情報伝達手段の活用を促進し、確実性を高める。 ○地域イントラネットの断線等に備えて、他の通信手段の確保に努める。 ○応援要請の際に受入れの手順確認や救助活動拠点候補地の選定などを行い、発災時に確実な受援ができるよう体制づくりを行う。 ○市職員が非常時優先業務を執行するための計画を平時から確認しておき、市民サービスの低下を招かないよう研修等を行いながら各職員の意識を高める。 ○佐世保市公共施設適正配置・保全計画に基づいた長寿命化改修等と並行し、劣化度に応じた危険部位解消の工事等を実施する。 ○「佐世保市市有建築物耐震化実施計画」に基づき、耐震が必要と判断された建築物について耐震補強工事を行う。また、非構造物に対する耐震化について、今後対応を図る。 ○学校の外壁等については、危険部位を把握し危険解消を図ることにより、予防保全への移行を目指す。 ○トイレの洋式化や多目的トイレの整	1-6 2-3 1-6 4-2 2-1 2-4 3-1 1-2 1-2 2-2	防災危機管理局 防災危機管理局 防災危機管理局 防災危機管理局 市民生活部 教育委員会 教育委員会

① 行政機能

市民の生命を守り、迅速な復興を図るため、行政としての基幹機能の保持を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク 財 No	部局名
ている学校施設の防災機能強化（トイレ整備、エアコン設置等）が必要である。 【災害時用備蓄品の確保】 ○現在の備蓄計画では、総人口の4.5%に対する食糧等の備蓄について、発災から3日分の現物備蓄を行うこととなっているが、長期となった場合に対応するため、流通備蓄の確保を行う必要がある。 【地域コミュニティの活性化】 ○災害時の共助の担い手となる町内会や地区自治協議会等の住民自治組織が、加入世帯の減少や高齢化等による担い手不足が生じ、役員や参加者が固定化することによって、住民相互のつながりが希薄化し、共助社会の後退が危惧される。 【災害対策拠点の強化】 ○災害対策本部設置施設である本庁舎について安全性の確保と建物の延命化を図る必要がある。 ○離島である宇久地域は、本庁舎とは別途に災害時に拠点となる施設が必要であるが、現在の行政センター（築40年）をはじめ、公民館、消防出張所等の老朽化施設の課題があることから、施設建て替えを含めた早急な対応が必要である。 【保健所の非常用電源の確保】 ○現在、本庁舎及び保健所の非常用発電設備は1台のみであり、本庁舎分を優先させれば、保健所としての非常用電源は必要最小限の対応となっており、脆弱性は否めない。	備、特別教室等のエアコンの設置を実施し、避難所としての機能強化を推進する。 ○備蓄計画に従い、適切に備蓄品を管理していくとともに、災害時における物資の供給に関する協定先を拡充する等、長期的な流通備蓄の確保を図る。 ○災害時における共助のために必要な町内会や地区自治協議会が円滑かつ継続的に活動できる仕組づくりを推進し、住民にとって最も身近な住民自治組織となる町内会への加入促進を支援する。 ○本庁舎の安全性の確保と建物の長寿命化を図るため、「本庁舎リニューアル計画」に基づき平成24年度から実施した計画的な改修は令和5年度で完了した。 今後は、適切かつ計画的にメンテナンスを行いながら、防災対策拠点としての機能の維持、向上を図る。 ○宇久行政センター庁舎のみならずコミュニティセンターや消防出張所等といった複数の行政施設の老朽化も進んでいることから、佐世保市公共施設適正配置・保全配置実施計画により施設の複合化による建て替え計画を推進する。 ○保健所については、地域における健康危機管理の中心的拠点と位置付けられている。 左記の脆弱性を補うため、令和5年度に太陽光発電設備の電源供給機能を付加することで、停電時に太陽光発電設備で充電したバッテリーにより、主に健康危機管理オペレーション室など災害対策	2-1 5-6 8-3 3-1 3-1	防災危機管理局 市民生活部 市民生活部 財務部 地域未来共創部 財務部

① 行政機能

市民の生命を守り、迅速な復興を図るため、行政としての基幹機能の保持を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク 財 No	部局名
【円滑なボランティア活動】 ○大規模災害が発生した際に、災害ボランティアに対し、初期の対応が遅れることがないよう体制づくりが必要である。 【災害対策機能の維持・強化】(重点) ○老朽化が進行し、耐震性が不足している水道局庁舎では、大規模地震発生時、損壊等によって、災害対応に必要な資産等の亡失や職員の負傷による災害対応者の減員等が生じる恐れがあり、被災後の給水活動や復旧活動等に必要な機能の喪失・低下を招く可能性がある。	の拠点となる5階フロアの照明を確保するなど能力アップを図った。今後も更なる電源供給の充実に向け検討を行っていく。 ○大規模災害時には円滑な活動ができるよう、実施主体である佐世保市社会福祉協議会や関係機関と連携し、毎年度実施している佐世保市総合防災訓練の「災害ボランティアセンター設置運用訓練」等を通じて、実効性を確保する。 ○迅速な災害対応を図るためには、大規模災害にも耐えうる強靱な庁舎の整備が急務である。 しかしながら、新庁舎建設には、相当な期間(10年程度)を要することが見込まれることから、当面は、現庁舎の維持・補修等に努めつつ、災害対策拠点としての機能を備えた庁舎の建設に向けた着実な計画の策定に努める。	2-2 8-3 3-1	保健福祉部 水道局

② 都市・住宅・環境

都市施設の充実等により発災時の被害軽減、被災者の負担軽減を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク 財 No	部局名
【斜面密集地における防災性の向上】 ○本市特有の斜面密集地においては、火災時の延焼防止、避難路の確保、救急活動などに対する備えが必要である。 【既存建築物等の更新】 ○中心市街地においては、戦前、高度経済成長期に建築された建築物の耐震性や老朽化が顕著となっており、老朽建築	○本市特有の斜面密集地においては、火災時の延焼防止帯としての機能や、救急活動に資するための道路整備を進めるとともに、住民の避難路の整備を進める。 ○老朽建築物の倒壊、火災等による周辺への被害防止のため、危険建築物の除却、耐震性の向上、建築物の不燃化を	1-1 2-2 7-1 1-1 1-2 7-1	都市整備部 都市整備部

② 都市・住宅・環境

都市施設の充実等により発災時の被害軽減、被災者の負担軽減を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	収斂 財 No	部局名
物の倒壊、火災等により周辺へ被害を与えることが懸念される。 また、管理者不在等で管理不全の空家の増加が著しく、地震等による倒壊、火災の延焼といった懸念に加え、防災上の問題が生じうる。 【市営住宅の耐震化及び予防保全】（重点・加速化） ○市営住宅全体の 29.5%が新耐震基準前の住宅（R6.4.1 時点）となっており早期に耐震化を進めていく必要がある。 また、市営住宅を耐用年限まで活用するため、長寿命化計画に基づき、適切な予防保全を行う必要がある。 【公園の防災等機能の確保】 ○公園等は救助・救急・医療活動の拠点、避難場所機能、仮設住宅の設置場所として、活用できることから、活用できる公園等を選定し、それぞれの機能に合わせた防災機能の強化を含めた整備及び適正な維持管理を行っていく必要がある。 【宅地の耐震化】 ○市内には、大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地が数多く存在しているが、これらの安全性が確認できていないことから、変動予測調査や対策	促進する。 特に、緊急避難道路沿道の建築物（コンクリートブロック塀を含む）については避難経路、物流経路確保のため一層の耐震化の促進を図る。 ○新耐震基準を満たさない市営住宅については、市営住宅長寿命化計画に基づき早期の耐震化を進めていく。また市営住宅を耐用年限まで活用するため、同計画に基づき予防保全措置による計画修繕を適切に実施する。 ○公園等は避難場所、火災延焼防止等、オープンスペースとして防災上重要な施設であるため、地域防災計画との整合性を図りつつ、避難場所となりうる公園については防災機能の強化を図る。応急給水所としての給水車の乗り入れ確保、物資供給拠点としての機能整備などが挙げられる。 ○公園敷地の地下空間は貯水槽などが設置可能であることから、水道事業管理者と連携しながら飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備を検討する。（設置者：水道事業者） ○災害廃棄物の一時集積所としての活用を視野に公園、緑地、広場等の確保を行う。 ○離島などからの緊急搬送基地（ヘリポート）としての活用が見込まれる場合には、必要な機能整備を進める。 また、それぞれの公園に応じた防災機能を確認、維持するため、都市公園について、公園施設長寿命化計画を策定したうえで、適正な整備及び維持管理を行う。 ○大地震時等における滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を行うとともに、対策工事等の実施	7-3 1-1 1-1 1-3 1-4 2-1 2-2 2-5 6-2 6-3 6-5 7-1 8-1 8-5 8-6 9-1 1-1 1-2	都市整備部 都市整備部 都市整備部

② 都市・住宅・環境

都市施設の充実等により発災時の被害軽減、被災者の負担軽減を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク 財 No	部局名
工事に取り組む必要がある。また、地震による液状化被害が発生しやすい宅地については、その位置が確認できていないことから、液状化ハザードマップを整備し、変動予測調査や対策工事に取り組む必要がある。 【地籍調査の推進】 ○市内の一部地区を除いては、地籍調査が完了しておらず、災害後の復旧において土地の境界確認等ができず、円滑な復旧に支障をきたす恐れがある。 【被災時の宅地・建築物危険度判定士の育成】 ○「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の総数が少ないと、緊急時の対応ができない懸念がある。 【災害時における一般廃棄物処理施設の安定的な稼働】 ○経年劣化等による一般廃棄物処理施設の機能低下は、被災時における災害廃棄物処理の停滞を招き、復旧・復興の遅れにつながる恐れがある。 【災害廃棄物仮置場の設置】 ○発災後、円滑に災害廃棄物を処理するため、迅速に災害廃棄物仮置場を設置する必要がある。 【浄化槽設置の推進】 ○浄化槽については、老朽化した単独浄化槽（トイレ排水のみを処理）から災害に強い合併浄化槽（家庭排水全般）への転換を促進する必要がある。 【水の安定供給、地域格差の解消】（重点） ○水道水を安定的に供給できるよう、新たな水源を確保する必要がある。 ○北部エリアは、大きな河川及び一時的	を検討する。また、土砂災害危険区域にかかる小規模宅地のがけ地近接既存住宅においては、危険住宅として移転の実施を検討する。 ○土地の境界及び所有者情報等を明確にすることで、災害後の円滑な復旧に資することから、地籍調査の推進を図る。 ○「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の資格は 5 年更新であるため、現資格所有者の資格更新、新規取得者の確保により、判定士の総数を維持、育成し、緊急時対応の強化を図る。 ○一般廃棄物処理施設における定期的な点検及び適切な整備を行い、機能保全を行うように努める。 ○発災後、迅速に災害廃棄物仮置場を設置するため、他部局の土地所有者と協議し、仮置場候補地を選定する。 ○浄化槽設置の補助を行うことにより、老朽化した単独浄化槽（トイレ排水のみを処理）から災害に強い合併浄化槽（家庭排水全般を処理）への転換を促進する。 ○市全体の水の安定供給の早期実現に向け、長崎県や川棚町と連携し石木ダム建設事業の事業進捗を図るととも	1-1 1-5 2-1 5-5 6-4 8-4 8-6 6-3 8-1 8-1 6-3 6-2 6-5	都市整備部 都市整備部 環境部 環境部 環境部 水道局

② 都市・住宅・環境

都市施設の充実等により発災時の被害軽減、被災者の負担軽減を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク 財 No	部局名
に流水を貯留するダムの規模も小さいため、降雨日数及び降雨量が減少した場合には大きな渇水リスクを抱えており、特に小佐々地区の水源不足は深刻であり、降雨量の減少によっては常に渇水の影響を受ける状況にある。 ○水道管路等が被災することで、重要給水施設をはじめ長期にわたり断水する懸念がある。 ○基幹施設である浄水施設が被災し、浄水機能が停止した場合、大規模かつ長期に渡り断水する懸念がある。 【汚水の安定処理の確保】(重点) ○管路が被災した場合、汚水のすみやかな排除ができずに市民生活に支障をきたす恐れがあるため、更新・更生と合わせて耐震化を図る必要がある。 ○施設が被災した場合、汚水の処理が滞り市民生活に支障をきたす恐れがあるため、更新と合わせて耐震化を図る必要がある。	に、関連する水道施設の整備を行う。 ○小佐々地区の日常的な水源不足の解消を目的に、水の安定供給、地域格差の解消を図るため、佐世保地区(山の田浄水場)から北部エリア(小佐々地区、鹿町地区等)への広域送水管の整備を行う。 ○災害時の水道管路の破損等を防止し、断水被害を最小限に抑え、給水機能を確保するため、水道管路を更新することで耐震化を図る。 ○浄水施設の統廃合計画に基づき、更新による耐震化や施設のダウンサイジング(規模の適正化)、浸水対策等を実施することで、浄水施設の強靱化を図るとともに被災リスクの軽減を図る。 ○優先度の高い管路や施設から、更新・更生に合わせて計画的に耐震化を図る。	6-3	水道局

③ 保健医療・福祉

保健医療体制の連携、確保により市民の生命を守ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク 財 No	部局名
【社会福祉施設等の耐災害性強化対策】 ○社会福祉施設等において、利用者等の被災を最小限に抑えるために、①施設の耐震化を進める、②安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進める、③水害対策のための施設改修等を進める、④停電時にライフラインを確保するための非常用自家発電設備の整備等を進める必要がある。 【医療体制の充実】(重点) ○災害拠点病院と連携して、災害医療対	○社会福祉施設等の安全性を確保するため、必要に応じて計画的に対策を実施する。 ○災害時において、救護所等への巡回	1-2 2-6	子ども未来部 保健福祉部 保健福祉部

③ 保健医療・福祉

保健医療体制の連携、確保により市民の生命を守ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク 財 No	部局名
策訓練を実施しているが、今後は、医師会等関係団体との連携など、訓練内容の充実を図る必要がある。 【感染症への対策】 ○衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大防止のため、作業着、配布者など人員体制の整備検討が必要である。 【応急給水体制の整備】(重点) ○給水車が老朽化したり、応急給水資機材が不足すると、今後想定される災害の多発や断水範囲の拡大時に、医療機関や避難所等への円滑な給水活動に支障が出る可能性がある。	診療や、診療が実施可能な医療機関、歯科診療所等と情報共有を図れるよう医師会等関係団体との連携を進める。 ○衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大防止のため、消毒薬剤、消毒機器が確保できるよう体制の整備を図る。 ○災害時の医療機関や避難所等への安定した給水活動を円滑に行うため、定期的に給水車の更新や応急給水資機材の備蓄を行う。	2-7 6-2	保健福祉部 水道局

④ 産業分野（情報通信・エネルギー・産業構造）

企業の防災・減災の取組を促進するとともに、被災時の事業者支援を行います。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク 財 No	部局名
【企業の防災・減災への取組の促進】(重点) ○災害発生等により、企業活動が滞ると、その影響は一企業にとどまらず、その地域の雇用・経済に打撃を与え、さらには、取引先にも影響を及ぼす恐れがある。 【災害時における中小企業への支援】 ○中小企業が、災害発生等により、経営の安定に支障をきたすことにより、地元経済への影響、市民生活の復興に影響を及ぼす恐れがある。 【企業の防災・減災への取組の促進】 ○災害発生等により、企業活動が滞ると、その影響は一企業にとどまらず、その地域の雇用・経済に打撃を与え、さらには、取引先にも影響を及ぼす恐れがある。	○災害等にあっても、できるだけ早く事業を復旧できるようにするために企業が自ら作るBCP（事業継続計画）の策定を普及促進し、地域経済の安定性の確保を図る。 ○災害等により、経営の安定に支障を生じている中小企業者に対して、低利の融資（緊急経営対策資金融資）を行うことにより支援を講じ、早急な経済回復、復興を行う。 ○企業の経営支援を実施している支援機関においてBCP（事業継続計画）を作成し、災害発生時に支援機関としての役割を継続できる体制を図る。	5-1 5-1 5-1	経済部 経済部 経済部

④ 産業分野（情報通信・エネルギー・産業構造）

企業の防災・減災の取組を促進するとともに、被災時の事業者支援を行います。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 （推進方針）	リスク 財 No	部局名
る。 【エネルギー供給事業者との協定締結】 ○平時から災害に備え、ライフラインの早期復旧や協力体制を整える必要がある。	○エネルギー供給事業者との協定を締結し、災害時の早期復旧に備え、平時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、引き続き連携の強化に努める。	6-1	防災危機管理局

⑤ 農林水産

農林水産業施設損壊等による２次被害の防止により、市民の生命・財産を守ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 （推進方針）	リスク 財 No	部局名
【防災重点農業用ため池の防災・減災対策】（重点・加速化） ○ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、集中的かつ計画的な防災対策が必要となる。	○長崎県が策定する推進計画に基づき、県と連携しながら防災重点農業用ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価により、防災工事等（廃止工事を含む）の集中的かつ計画的な推進を図る。を推進する。また、県と連携しながら尚一層の事業推進を図る。	7-4	農林水産部
【農業・農村の多面的機能の維持・発揮】 ○農業・農村は、国土の保全や水源の涵養など多面的機能を有している。この機能を維持・発揮するために必要な農用地や水路などの地域資源の保全管理に係る共同活動については、高齢化など担い手の減少により支障が生じつつある。	○農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動について、多面的機能支払交付金などによる支援を行い、防災面においても機能するよう適切な保全を行っていく。また、基盤整備事業に係る県事業についても、県と連携しながら尚一層の事業推進を図る。	7-6	農林水産部
【畜舎等の安全性の確保】 ○畜舎や畜産施設の老朽化が進んでおり、災害時に倒壊、損壊による家畜の脱柵により周辺交通や市民生活への影響、人的被害などが懸念される。	○経営規模の拡大、効率的な生産に必要な畜舎等の施設や機械の整備に係る経費の一部を継続して助成することにより、施設所有者による適正な施設管理・更新を促すとともに、畜舎や家畜の所有者へ災害時における施設の倒壊や家畜が脱柵するリスクを周知する。	7-8	農林水産部

⑤ 農林水産

農林水産業施設損壊等による２次被害の防止により、市民の生命・財産を守ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク 財 No	部局名
【漁港等漁業活動拠点の安全性の確保】 (重点・加速化) ○漁港など漁業活動拠点の老朽化が進んでおり、災害時に倒壊、損壊し、市民生活への影響や人的被害が懸念されることから計画的に整備・補修を行う必要がある。 【排水機場の施設更新】(重点) ○排水機場における施設の老朽化に伴い、農地への浸水被害が発生し、農作物の影響が懸念されることから、排水ポンプ等の施設更新が急務となっている。 【道路施設(橋梁等)の長寿命化】(重点) ○農林業・農山村は、国土の保全や水源の涵養など多面的機能を有している。この機能を維持・発揮するために必要となる道路施設(農道・林道)について、老朽化が進行しているため、今後、点検・補修・改修を計画的に実施し、健全に維持する必要がある。	○漁港の整備計画は策定済みで順次整備を実施している。あわせて、長寿命化計画を策定し、適正な管理を行い、安全性の確保を図る。また、漁協等が保有する共同利用施設についても、安全性の確保や生産性の効率化のための整備に経費の一部を助成する。 ○施設を所管する土地改良区と内水対策については関係機関と連携を取りながら、国の補助金制度を活用し、計画的な更新事業の推進を図っていく。 ○老朽化が進行する道路施設(農林道橋等)について、長寿命化計画に基づき、異常箇所の早期発見(点検)、早期対応(補修・改修)を実施し、適正な管理を行うことで、安全性の確保を図る。	5-6 6-3 9-1 1-4 8-5 7-6	農林水産部 農林水産部 農林水産部

⑥ 国土保全・交通・物流

命を守る斜面地、浸水対策の推進及び緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの充実を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク No	部局名
【河川の適正な管理】（重点・加速化） ○排水ポンプ施設や樋門においては、全体的に施設の老朽化が進んでおり、特に、小佐々地区の排水ポンプ施設の老朽化が著しく、施設の更新が急務となっている。 また、準用河川及び普通河川、県管理の二級河川については、河積不足や河川内の樹木等による断面阻害により、氾濫の危険性が危惧される箇所がある。 【河川の整備】（重点・加速化） ○近年多発する集中豪雨等により水害及び土石流災害の危険性が高い状況であり、整備の緊急性に基づき、準用河川及び普通河川の計画的な整備を行う必要がある。また、長寿命化計画に基づき、河川構造物（暗渠）の適切な維持補修を行う必要がある。 【急傾斜地等の対策】（重点・加速化） ○斜面が多いという地域特性から、危険な急傾斜地に近接した家屋が多く、事業採択後、事業着手までに年数を要している。 【特殊地下壕の対策】（重点） ○未だに数多くの特殊地下壕が存在すると想定しており、今後も、陥没や崩壊等により、人的・物的被害を伴う事故の防止要対策を要する箇所が発見される可能性がある。 【防災情報の見える化と周知】（重点・加速化） ○大雨等による自然災害が頻発化・激甚化している現状を踏まえ、ハード整備のみならず、防災意識を高め自主避	○大雨時による道路、宅地等の冠水対策のため、危険水位に達した場合に、各地区に設置している排水ポンプや樋門が適正に稼働できるよう長寿命化計画に基づく施設の更新や、河道掘削及び樹木の伐採等の適切な維持管理を行う。 ○水害及び土石流災害を未然に防止するため、整備の緊急性が高い準用河川及び普通河川について、地元町内会と協議を行い、用地など実施環境が整った箇所から整備していく。また、長寿命化計画に基づき、河川構造物（暗渠）の適切な維持管理を行う。治水安全度の向上を図るため、県が管理する二級河川の整備促進について、県と連携しながらより一層の事業促進を図る。 ○急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命や財産を保護するため、所要の事業費確保に努め、市事業については、事業の進捗を図る。また、長寿命化計画に基づき、急傾斜施設の適切な維持管理を行う。県事業（急傾斜、地すべり、砂防等）についても、県と連携しながらより一層の事業促進を図る。 ○特殊地下壕の陥没や落盤等による災害から住民の生命や財産を保護するため、緊急性に応じた対策工事を実施する。 ○水防法の改正により、洪水ハザードマップの作成対象が中小河川まで拡大され新たに浸水想定区域が指定さ	1-4 8-5 1-5 1-5 1-5 1-6	土木部 土木部 土木部 土木部 土木部 防災危機管理局

⑥ 国土保全・交通・物流

命を守る斜面地、浸水対策の推進及び緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの充実を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク No	部局名
難等に必要な情報提供を行う必要がある。 【広域道路ネットワークの充実】（重点・加速化） ○本市及び連携中枢都市圏である周辺地域を含め、陸・海・空の輸送ルートを着実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害対策等や、リダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能や避難経路の軸となる広域道路ネットワークの構築や老朽化対策及び無電柱化を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。 【幹線市道及び生活関連道路の整備】（重点・加速化） ○災害時に緊急輸送機能の軸となる幹線市道及び避難経路等となる生活関連道路（市道）においては、狭あい箇所や浸水箇所、踏切不良箇所が多数存在し、有事の際の避難、復旧の大きな妨げとなる。特に、本市特有の米軍基地や、自衛隊施設周辺部においても大型車の離合困難箇所が多く、抜本的な解決が必要である。	れたことから、速やかに洪水ハザードマップを作成する。 県管理の二級河川において、河川監視カメラ及び危機管理型水位計の追加設置、「まるごとまちごとハザードマップ」の作成について県と協議を進め、リアルタイム情報の見える化を推進する。 急傾斜地の崩壊等の土砂災害の危険がある箇所について、土砂災害防止法に基づき、県が土砂災害警戒区域等の指定を順次行っており、区域指定後、速やかに土砂災害ハザードマップを作成し周知する。 ○長崎県が設定している津波浸水想定図や今後指定される高潮浸水想定区域をもとに、ハザードマップを作成して周知する。 ○本市及び連携中枢都市圏である周辺地域を含め、救急活動及び災害時の避難及び物資輸送などのための広域道路ネットワークの充実に向け、国や県と連携しながら移動時間を短縮し、安全に通行するために必要な道路整備を計画的かつ効率的に進める。 ○災害時に緊急輸送機能の軸となる幹線市道及び避難経路等となる生活関連道路（市道）の整備、維持、修繕、改良を実施する。	2-3 2-5 2-6 5-1 5-5 5-6 6-4 8-4 9-1 2-3 2-5 2-6 5-1 5-5 5-6 6-4 7-2 8-4 9-1	土木部 土木部

⑥ 国土保全・交通・物流

命を守る斜面地、浸水対策の推進及び緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの充実を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク No	部局名
【道路施設（橋梁等）の長寿命化】（重点・加速化） ○災害時に緊急輸送機能の軸となる幹線市道及び避難経路等となる生活関連道路（市道）において、道路施設（橋梁等）の補修や改修を要する施設が多数存在するため、計画的に解消を図る必要がある。 【海岸保全施設の整備】（重点・加速化） ○海岸保全区域内において津波や高潮等による海水の侵入や侵食から海岸を防護する施設が海岸保全施設であり、その施設の計画天端高は津波や高潮による浸水想定区域の指定時に設定される最高水位に基づくものであるが、高潮浸水想定区域の指定に至っていないため、早急に対応する必要がある。 ○津波や高潮等の災害から陸上のインフラ施設の機能を守るとともに災害派遣医療チームが災害拠点病院に到達できるよう、海岸保全施設の災害対応力強化に向けた取組を推進する必要がある。 【港湾施設の整備】（重点・加速化） ○離島における物資や人員の海上輸送ルートを実際に確保するため、港湾施設の災害対応力強化に向けた取組を推進する必要がある。 ○県管理の港湾においては、台風避難後や災害発生後も迅速な水産物の供給活動が再開できるように、生産基盤等の災害対応力強化に向けた取組を推進する必要がある。 【漁港等漁業活動拠点の安全性の確保】（重点・加速化） ○漁港など漁業活動拠点の老朽化が進んでおり、災害時に倒壊、損壊し、市民生活への影響や人的被害が懸念されることから計画的に整備・補修を行う必要がある。	○ＩＣＴの活用による異常箇所の早期発見、早期対応と併せ、老朽化が進行する道路施設（橋梁、トンネル、舗装、照明灯、標識等）について、橋梁長寿命化計画等に基づくメンテナンスサイクル（点検・診断・措置・記録）を確実に運用することで、施設の長寿命化対策を進める。 ○津波や高潮等の災害から陸上インフラ施設の機能を防護し、災害派遣医療チームが災害拠点病院に到達できるよう、災害による影響の解消・低減に向けた海岸保全施設の整備・改良等を推進する。 ○災害発生後も迅速に離島航路の運航を再開できるよう、離島における海上交通機能の強化に向けた交通インフラ施設の整備・改良等を推進する。 ○県管理の港湾においては、台風避難後や災害発生後も迅速な水産物の供給活動が再開できるように、災害に強い港の整備を推進する。 ○漁港の整備計画は策定済みで順次整備を実施している。あわせて、長寿命化計画を策定し、適正な管理を行い、安全性の確保を図る。	2-3 2-5 2-6 5-1 5-5 5-6 6-4 7-2 8-4 9-1 1-3 1-4 1-5 2-5 2-6 8-5 5-5 6-4 5-6 6-3 9-1	土木部 港湾部 港湾部 農林水産部

⑥ 国土保全・交通・物流

命を守る斜面地、浸水対策の推進及び緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの充実を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク No	部局名
【地域鉄道の防災性の向上】(重点・加速化) ○複数自治体間を結ぶ松浦鉄道は公共交通機関の中でも、広域的に大量の輸送が可能な交通手段であるとともに、専用の鉄軌道を走行するため、定時性や速達性に優れている。 現時点においては、老朽化したレールや枕木、関連機器などの安全運行に必要な設備整備や機器の更新を対象として支援策を講じているものの、災害対応や予防保全的な整備に対する支援までには至っていない。 加えて、施設整備に対する国庫補助についても補助上限額まで交付されるのか不透明な状況にあり、今後の施設整備に影響を及ぼす恐れがある。	○災害等発生時における迅速な避難ルートや支援物資等の輸送網を確保するため、災害対応や予防保全も視野に入れた安全対策に係る施設整備について、松浦鉄道施設整備計画(H26～R5)を確実に推進させるため国・県とともに行政支援を行う。	5-5 6-4	地域未来共創部

① リスクコミュニケーション

複数の部局に跨る課題に対し、情報交換、連携を行いながら解決を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク 財 No	部局名
【観光客への対応（国内客、訪日外国人観光客）】 ○観光客が訪れる施設には、外国人を含む多くの観光客が滞在するため、大規模災害時にスムーズな情報伝達や避難誘導などが行われないとパニックを惹き起こし、多くの死傷者が発生することが懸念される。 【防火・防災教育の推進】 ○災害による被災者を無くすため、子どもを通じて、家庭や地域などで防火防災意識の向上を図る必要がある。 【避難行動要支援者の支援】 ○避難行動要支援者の個別避難計画と、その実効性を確保する必要がある。 【要配慮者利用施設の避難確保】（重点） ○高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動の遅れにより、被災する危険性が高くなるため、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定や避難訓練が必要である。 【確実な緊急物資等の輸送手段の確保】 ○災害の発生による陸上輸送の寸断により、海上から市有船舶を利用した緊急物資等の輸送を確実に実施する必要がある。 【災害時における海上輸送ルートの確保】 ○災害の発生による陸上輸送の寸断に備え、市民生活や社会経済活動に必要な石油等の燃料や物流機能、交通機能を海上から確保する取組を関係機関や災害	○災害発生時は、指定管理者や宿泊施設等との連携により、国内観光客へは施設職員による誘導や館内放送を通じて状況説明や避難経路の案内を実施し、外国人観光客へは国土交通省の「災害時初動対応マニュアル」などを参考に、ピクトグラム（絵文字・絵単語）やJNTO（日本政府観光局）作成のインフォメーションカードなどの活用を行う。 ○今後も防火・防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取組や自主的な取組の拡大に努める。 ○定期的な避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の策定を推進し、その実効性を確保していく。 ○高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動の遅れにより、被災する危険性が高くなるため、土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。 ○災害の発生による陸上輸送の寸断に備え、被災者の避難や応急災害対策要員の移送および災害救助、災害応急に必要な資材並びに緊急物資の輸送等を確実に遂行するため、平時から運航体制の確保や市有船舶の維持管理・更新に取り組む。 ○災害発生後における石油等の燃料の確保や迅速な物流機能、交通機能の再開には海上輸送ルートを確実に確保する必要があり、航路啓開や災害支援を	1-6 1-6 1-6 1-6 2-1 5-2 6-1 7-2	経済部 消防局 教育委員会 消防局 防災危機管理局 保健福祉部 保健福祉部 教育委員会 こども未来部 防災危機管理局 港湾部 港湾部

① リスクコミュニケーション

複数の部局に跨る課題に対し、情報交換、連携を行いながら解決を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク 財 No	部局名
支援を含めた関係団体と連携して推進する必要がある。 ○臨海部に所在する防衛施設や民間の専用施設が被災により航路・泊地などの海上輸送ルートを阻害しないよう、施設の適切な維持管理を求めている必要がある。 【災害拠点病院等との連携】 ○多数の負傷者の初期治療にあたる医師や看護師など、医療従事者や設備等が不足する事態が懸念される。 また、災害時医療の拠点となる医療機関が被災した場合は、市域の医療機能の低下を招くおそれがある。 【避難所における課題】 ○公的避難施設では避難時に不快な環境とならないような施設の整備や運営等が必要である。 【防衛施設における災害情報の共有】 ○米軍、自衛隊の施設（防衛施設）内における災害発生情報・被災情報を、防衛施設周辺地域等における被害の拡大防止、住民の避難等を図るため、的確に把握し災害対策本部等で共有する必要がある。 【自主防災組織結成・育成対策】 ○災害時における自助・共助のため市内613自治会のうち425組織の自主防災組織が結成されているが、未結成の組織については今後も引き続き結	含めた関係機関、関係団体からの協力が必要不可欠であることから、円滑な対応ができるよう、平時から災害時における情報共有の伝達手段等の体制整備について連携を図る。 ○災害発生時に緊急物資等の海上輸送ルートを確実に確保するため、臨海部に所在する防衛施設や民間企業等の専用港湾施設については、適切な維持管理を求めている。 ○救命救急センターや災害拠点病院並びに救急指定病院をはじめとした医療機関との連携強化を推進し、災害時医療体制をより強固なものとする。 また、これら医療機関が被災した場合の他都市への急患搬送を考慮した救急医療体制の充実を図る。 ○避難住民の良好な生活環境を確保するため、施設機能を維持する最低限の機能（給排水・ガス管等の敷地内インフラ）の管理・維持サイクルの構築をはじめ、公的避難所への非常用電源の設置やWi-fi環境の整備などについて関係部局と検討を行う。 ペット同行避難者の受入が可能な避難所をモデル的に設定し、国や県が作成しているガイドラインを参考にしながら基本的なルール作りについて検討する。 ○防衛省・外務省から通報・連絡がなされる防衛施設（米軍、自衛隊）内での災害発生情報・被災情報を災害対策本部等へ迅速かつ確実に伝達して共有し、市として防衛施設周辺地域等への的確な対応を図る。 ○未結成の組織については今後も引き続き結成促進を行う。また、既に結成済の組織については、大規模災害等に備え自治協議会を通じて防災訓練等積	2-6 4-1 7-2 8-3	消防局 保健福祉部 保健福祉部 市民生活部 防災危機管理局 基地政策局 防災危機管理局 消防局 防災危機管理局

① リスクコミュニケーション

複数の部局に跨る課題に対し、情報交換、連携を行いながら解決を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク 財 No	部局名
成促進を行う必要がある。また、既に結成済の組織は、地域特性に応じた活動行う必要がある。 【水災害から市民の生命・財産を守る】 (重点・加速化) ○河川流域の低い土地では、たびたび大雨時に浸水し、市民生活に支障をきたしているため、早急に対策を講じる整備を行う必要がある。	極的な防災活動への参加や防火防災研修など地域特性に応じた活動支援を行い取組を強化する。 ○浸水被害を防止するため、日野・椎木排水区については、ポンプ場建設や内水排除に必要な水路整備を県と連携し地元の理解を得ながら推進する。また、川下排水区については、事業実施を推進する。	1-4 8-5	土木部 水道局

② 老朽化対策

既存インフラの高齢化が加速度的に増加する中、人命を守り、機能不全に陥らないよう老朽化対策、長寿命化を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク 財 No	部局名
【公共施設（建物）の適正配置と保全】 ○本市が保有する公共施設（建物）の多くが、建築後 40 年から 50 年を経過し、老朽化が進行していることから、今後一斉に更新時期を迎え、多額の経費が必要となる。 また、人口減少や少子高齢化の更なる進行が見込まれ、人口全体に占める高齢者人口の割合が上昇する一方で、生産年齢人口と年少人口の割合は低下することから、社会保障経費の増加に反し、市税収入の減少が想定される。 これらのことから、現存するすべての施設を更新し、引き続き維持管理を継続していくことは困難であるため、本市の身の丈に合った維持可能な保有量への見直しを進め、限りある財源で必要な施設の老朽化に対応していかなければならない。 【観光施設の老朽化対策・安全性の確保】 ○観光施設の老朽化が進んでいることから、災害発生時の大規模な破損により、人的被害のほか、動物の脱走など 2 次被害が発生する恐れがある。 ○観光施設周辺における法面の崩落が多発しており、災害発生時に人的被害や通行障害等を引き起こす恐れがある。 【学校の老朽化対策】 ○学校は、建築から 30 年が経過している施設が全体の 6 割を超えるなど、老朽化が進行している。 ○施設の適切な維持管理を行うと同時に、長寿命化対策等計画的な更新事業の推進が必要である。	○公共施設の集約化や複合化、新規整備の抑制など、保有量（延床面積）の適正化を図る。 ○公共施設にかかる目標耐用年数と改修周期の設定による計画保全の導入、改修等の優先順位の設定による財政の平準化、継続的な実態把握と情報の一元化により、計画的な保全による公共施設の長寿命化を図る。 ○観光施設については、施設の安全性を保つため、設備更新や修繕など計画的に対策を進める。 ○築 60 年以上の動植物園においては、移転も含めたりリニューアルを検討する。 ○観光施設周辺の法面については、崩落の危険性の高い部分の定点観測等を実施し、安全性の確保に努める。 ○これまでの対処療法的な施設の管理を改め、予防保全による管理に移行するための検討を進める。 ○「佐世保市公共施設適正配置・保全計画」に基づき、計画的に長寿命化等の更新事業を進める。 ○築 45 年以上の学校施設において、老朽化未改修の施設について、計画的な対策を進める。	1-2 1-2 1-2	財務部 経済部 教育委員会

② 老朽化対策

既存インフラの高齢化が加速度的に増加する中、人命を守り、機能不全に陥らないよう老朽化対策、長寿命化を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク 財 No	部局名
【コミュニティセンターの老朽化対策】 ○市内27の地区コミュニティセンターの多くが老朽化している。 ○施設の適切な維持管理を行うと同時に、長寿命化対策等計画的な更新事業の推進が必要である。 【河川の適正な管理】(重点・加速化) ○排水ポンプ施設や樋門においては、全体的に施設の老朽化が進んでおり、特に、小佐々地区の排水ポンプ施設の老朽化が著しく、施設の更新が急務となっている。 また、準用河川及び普通河川、県管理の二級河川については、河積不足や河川内の樹木等による断面阻害により、氾濫の危険性が危惧される箇所がある。 【河川の整備】(重点・加速化) ○近年多発する集中豪雨等により水害及び土石流災害の危険性が高い状況であり、整備の緊急性に基づき、準用河川及び普通河川の計画的な整備を行う必要がある。また、長寿命化計画に基づき、河川構造物(暗渠)の適切な維持補修を行う必要がある。 【急傾斜地等の対策】(重点・加速化) ○斜面が多いという地域特性から、危険な急傾斜地に近接した家屋が多く、事業採択後、事業着手までに年数を要している。 【道路施設(橋梁等)の長寿命化】(重点・加速化) ○災害時に緊急輸送機能の軸となる幹線市道及び避難経路等となる生活関連道路(市道)において、道路施設(橋梁	○これまでの対処療法的な施設の管理を改め、予防保全による管理に移行するための検討を進める。 ○「佐世保市公共施設適正配置・保全計画」に基づき、計画的に長寿命化等の更新事業を進める。 ○大雨時による道路、宅地等の冠水対策のため、危険水位に達した場合に、各地区に設置している排水ポンプや樋門が適正に稼働できるよう長寿命化計画に基づく施設の更新や、河道掘削及び樹木の伐採等の適切な維持管理を行う。 ○水害及び土石流災害を未然に防止するため、整備の緊急性が高い準用河川及び普通河川について、地元町内会と協議を行い、用地など実施環境が整った箇所から整備していく。また、長寿命化計画に基づき、河川構造物(暗渠)の適切な維持管理を行う。治水安全度の向上を図るため、県が管理する二級河川の整備促進について、県と連携しながらより一層の事業促進を図る。 ○急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命や財産を保護するため、所要の事業費確保に努め、市事業については、事業の進捗を図る。また、長寿命化計画に基づき、急傾斜施設の適切な維持管理を行う。県事業(急傾斜、地すべり、砂防等)についても、県と連携しながらより一層の事業促進を図る。 ○ICTの活用による異常箇所の早期発見、早期対応と併せ、老朽化が進行する道路施設(橋梁、トンネル、舗装、照	1-2 1-4 8-5 1-5 1-5 2-3 2-5 2-6	市民生活部 土木部 土木部 土木部 土木部

② 老朽化対策

既存インフラの高齢化が加速度的に増加する中、人命を守り、機能不全に陥らないよう老朽化対策、長寿命化を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク No	部局名
等)の補修や改修を要する施設が多数存在するため、計画的に解消を図る必要がある。 【港湾施設の老朽化対策】(重点・加速化) ○市が管理する港湾施設は、陸上、海上における物流機能や海上交通機能等を有しており、災害発生後の陸上輸送の寸断に備え、緊急物資や災害派遣医療チームなどの人員等の輸送に利用する耐震強化岸壁とその関連施設、および施設の損壊が人命や経済活動に重大な影響を及ぼす施設については、既存施設が老朽化により機能不全に陥らないよう、関係する法令に従い、平時から適切な施設の維持管理・更新をおこなう必要がある。 ○県管理の港湾については、既存施設の老朽化による機能停止を防ぐため、適切な港湾施設の維持管理・更新を行い、安全性を確保する必要がある。 ○国が所有する港湾施設は、輸送コストの低減やリードタイムの縮減など、背後圏域における産業競争力の強化に資する重要な機能を有していることから、既存施設が老朽化により機能不全に陥らないよう平時から適切な施設の維持管理・更新をおこなう必要がある。 【海岸保全施設の老朽化対策】(重点・加速化) ○海岸保全施設は、海岸保全区域内における海水の浸入や侵食から海岸を防護する施設であり、既存の施設が老朽化により機能不全に陥らないよう、関係する法令に従い、平時から適切な施設の維持管理・更新をおこなう必要がある。 【消防活動拠点の強化】 ○活動拠点となるべき消防庁舎のうち2署5出張所が建築後30年以上を経過しているため、庁舎の損壊等によって機能を維持できず、消防活動の継続が困	明灯、標識等)について、橋梁長寿命化計画等に基づくメンテナンスサイクル(点検・診断・措置・記録)を確実に運用することで、施設の長寿命化対策を進める。 ○市が管理する港湾施設については、機能不全に陥らないよう、関係法令に従い、平時から既存施設の点検診断をおこなうとともに、診断の結果、性能の低下が認められた施設については、早期に維持管理・更新を図る。また、災害発生後、陸上輸送の寸断による緊急物資や災害派遣医療チームなどの人員等の輸送に利用する耐震強化岸壁とその関連施設、施設の損壊が人命や経済活動に重大な影響を及ぼす既存施設については、機能を確実に確保するための老朽化対策を重点的に実施する。 ○県管理の港湾については、既存施設の老朽化による機能停止を防ぐため、適切な港湾施設の維持管理・更新を行い、安全性の確保に努める。 ○国が所有する港湾施設については、災害発生後に背後圏に所在する事業者にも及ぼす影響を踏まえ、国とも連携しながら重点的に港湾施設の維持管理・更新を図る。 ○海岸保全施設については、機能不全に陥らないよう、関係法令に従い、平時から既存施設の点検診断をおこなうとともに、診断の結果、性能の低下が認められた施設については、早期に維持管理・更新を図るなどの老朽化対策を実施する。 ○消防庁舎の被災等による火災・救助・救急活動の停滞を回避するため活動拠点となる消防施設等を計画的に整備する。	5-1 5-5 5-6 6-4 7-2 8-4 9-1 2-1 5-1 5-4 5-5 5-6 6-4 8-4 1-3 1-4 1-5 2-5 2-6 8-5 2-4 3-1	港湾部 港湾部 消防局

② 老朽化対策

既存インフラの高齢化が加速度的に増加する中、人命を守り、機能不全に陥らないよう老朽化対策、長寿命化を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク No	部局名
難な状況が発生する恐れがある。 【安全・安心な水の安定供給の確保】(重点・加速化) ○水道施設の多くは、明治から昭和初期にかけて整備されており、取水貯水施設(取水場やダム)・導水施設(導水管)・浄水施設(浄水場)・送配水施設(送配水管・ポンプ所・配水池等)の各水道施設の老朽化が著しく、地震等の災害に対する脆弱性が課題となっている。 ○直下型地震により、ダムの堤体が崩壊した場合には、下流域に甚大な被害を及ぼすことが懸念される。 ○浄水施設が被災した場合には、浄水機能が停止し、長期間にわたり市内全域での水の供給ができなくなる。 ○導水・送配水施設を含む基幹施設及び管路が被災した場合には、導水・送配水機能が停止し、長期間にわたる断水が生じることが懸念される。 【汚水の安定処理の確保】(重点) ○管路の老朽化により 流下能力が低下した場合、汚水のすみやかな排除ができずに市民生活に支障をきたす恐れがあるため、更新・更生を図る必要がある。 ○施設の老朽化により、汚水の処理能力が低下した場合、市民生活に支障をきたす恐れがあるため、更新を図る必要がある。 【し尿処理施設老朽化対策】 ○施設の老朽化が進行しているため、災害時には施設が停止し、し尿処理が行えなくなり、市民の衛生環境が悪化するおそれがある。 施設機能を維持するために、老朽化対策に取り組む必要がある。 【漁港等漁業活動拠点の安全性の確保】(重点・加速化) ○漁港など漁業活動拠点の老朽化が進んでおり、災害時に倒壊、損壊し、市民	○各水道施設における老朽化対策事業を推進し、ダムの長寿命化対策や老朽化施設・管路の更新により耐震化を実施して強靱化を図る。 ○下の原ダムを除く旧市内5ダム(山の田・菰田・川谷・相当・転石)について、長寿命化対策を策定し、ダム施設の補修及び設備の更新を行い、さらに山の田・菰田ダムの再整備に着手して、ダムの老朽化対策を図る。 ○浄水施設の統廃合計画に基づいて、施設の更新による耐震化・浸水対策を行い、併せて施設規模を適正化と強靱化を図っていく。 ○各管路・設備等を含む基幹施設については、更新時に併せて耐震化を行い、強靱化を図っていく。 ○優先度の高い管路や施設から、更新・更生を行う。 ○施設の長寿命化を図ることを念頭に置きつつ、発災時においても安定した施設機能を維持できるよう、老朽化施設の計画的な改修を行う。 ※長寿命化計画に基づいた「し尿処理施設」における計画的な維持補修(クリーンピュアとどろき、宇久衛生センター) ○漁港の整備計画は策定済みで順次整備を実施している。あわせて、長寿命化	6-2 7-4 6-3 6-3 5-6 6-3	水道局 水道局 環境部 農林水産部

② 老朽化対策

既存インフラの高齢化が加速度的に増加する中、人命を守り、機能不全に陥らないよう老朽化対策、長寿命化を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	リスク No	部局名
生活への影響や人的被害が懸念されることから計画的に整備・補修を行う必要がある。 【道路施設（農道・林道）の長寿命化】 （重点・加速化） ○農道・林道は、国土の保全や水源の涵養としての機能に加え、一部の路線は生活用道路としての機能も有しているが、老朽化が進行しているため、今後、点検・補修・改修を計画的に実施し、健全に維持する必要がある。 【公園施設の老朽化対策】 （重点・加速化） ○公園施設の老朽化対策が進行しており、避難場所となる公園内の施設が災害時においても安全に利用できるよう、適切な維持管理・更新を行う必要がある。	計画を策定し、適正な管理を行い、安全性の確保を図る。また、漁協等が保有する共同利用施設についても、安全性の確保や生産性の効率化のための整備に経費の一部を助成する。 ○老朽化が進行する道路施設（農道・林道の橋梁、トンネル、舗装等）について、長寿命化計画に基づき、異常個所の早期発見（点検）、早期対応（補修・改修）を実施し、適正な管理を行うことで安全性の確保を図る。 ○公園施設の適切な日常的管理に努めながら、長寿命化計画に基づく施設の更新や改修を行う。	9-1	農林水産部 都市整備部

③ 離島・半島対策

離島における防災拠点及び交通手段の確保を図ります。

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討 (推進方針)	収斂 材 No	部局名
【老朽化に伴う公共施設複合化計画】 ○離島である宇久地域は、本庁舎とは別途に災害時に拠点となる施設が必要であるが、現在の行政センター（築 40 年）をはじめ、公民館、消防出張所等の老朽化施設の課題があることから、施設建て替えを含めた早急な対応が必要である。 【フェリー運航事業者等との連携】（重点） ○高島や黒島、宇久島及び寺島は、医療資源が比較的少なく、また、陸路による災害対応ができないなどの課題がある。 このため、消防隊や救急隊、医療関係従事者等の海上輸送が即時可能な体制整備を図る必要がある。 【漁港等漁業活動拠点の安全性の確保】（重点・加速化） ○漁港など漁業活動拠点の老朽化が進んでおり、災害時に倒壊、損壊し、市民生活への影響や人的被害が懸念されることから計画的に整備・補修を行う必要がある。	○宇久行政センター庁舎のみならず公民館や消防出張所等といった複数の行政施設の老朽化も進んでいることから、佐世保市公共施設適正配置・保全配置実施計画により施設の複合化による建て替え計画を推進する。 ○有人離島や半島地域に消防隊や救急隊、並びに医療関係従事者や物資等の海上輸送に関する協定を締結し、人命の保護や長期の孤立化を回避する。 ○漁港の整備計画は策定済みで順次整備を実施している。あわせて、長寿命化計画を策定し、適正な管理を行い、安全性の確保を図る。また、漁協等が保有する共同利用施設についても、安全性の確保や生産性の効率化のための整備に経費の一部を助成する。	1-2 2-5 2-6 9-1 5-6 6-3 9-1	地域未来共創部 消防局 農林水産部

V章 計画の推進

1

リスクシナリオごとの重点施策

本計画で実施される様々な施策を「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに各部署横断的に整理するものとしています。

本市においては、限られた財源の中で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるため、施策の優先順位付けを行い、重点化を図っていく必要があります。

脆弱性評価結果を含め、本市の現状を踏まえつつ、「影響の大きさ」や「緊急性」等の観点から特に重点化すべき施策を抽出し、以下の33の施策を重点施策として選定しています。

【本市の重点施策】

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		重点施策（33施策）
1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	①消防用車両等の整備 ②消防水利の整備 ③緊急消防援助隊の応援 ④市営住宅の耐震化及び予防保全
1-2	学校や社会福祉施設、観光施設等の不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	①消防用車両等の整備【再掲】 ②消防水利の整備【再掲】 ③緊急消防援助隊の応援【再掲】
1-3	大規模津波等による多数の死者の発生	③緊急消防援助隊の応援【再掲】 ⑤海岸保全施設の整備 ⑥海岸保全施設の老朽化対策
1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	③緊急消防援助隊の応援【再掲】 ⑤海岸保全施設の整備【再掲】 ⑥海岸保全施設の老朽化対策【再掲】 ⑦河川の適正な管理 ⑧水災害から市民の生命・財産を守る ⑨排水機場の施設更新
1-5	土砂災害・水害等による多数の死傷者の発生のみならず、その後長期にわたり国土の脆弱性が高まる事態	⑤海岸保全施設の整備【再掲】 ⑥海岸保全施設の老朽化対策【再掲】 ⑩河川の整備 ⑪急傾斜地等の対策 ⑫特殊地下壕の対策
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	⑬防災情報の確実な伝達 ⑭防災情報の見える化と周知 ⑮要配慮者利用施設の避難確保
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間の停止	⑯港湾施設の老朽化対策

2-2	避難所等の機能不全等により被災者の生活が困難となる事態	
2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	⑬防災情報の確実な伝達【再掲】 ⑰広域道路ネットワークの充実 ⑱幹線市道及び生活関連道路の整備 ⑲道路施設（橋梁等）の長寿命化
2-4	警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足	③緊急消防援助隊の応援【再掲】
2-5	救助・救急、医療活動のための物資・エネルギー供給の長期間の途絶	⑤海岸保全施設の整備【再掲】 ⑥海岸保全施設の老朽化対策【再掲】 ⑰広域道路ネットワークの充実【再掲】 ⑱幹線市道及び生活関連道路の整備【再掲】 ⑲道路施設（橋梁等）の長寿命化【再掲】 ⑳フェリー運航事業者等との連携
2-6	医療施設及び関係者の絶対的な不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	⑤海岸保全施設の整備【再掲】 ⑥海岸保全施設の老朽化対策【再掲】 ⑰広域道路ネットワークの充実【再掲】 ⑱幹線市道及び生活関連道路の整備【再掲】 ⑲道路施設（橋梁等）の長寿命化【再掲】 ⑳フェリー運航事業者等との連携【再掲】 ㉑医療体制の充実
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模な発生	
3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	㉒災害対策機能の維持・強化
4-1	電力の供給停止等による情報通信の麻痺や長期間の停止	
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下	⑯港湾施設の老朽化対策【再掲】 ⑰広域道路ネットワークの充実【再掲】 ⑱幹線市道及び生活関連道路の整備【再掲】 ⑲道路施設（橋梁等）の長寿命化【再掲】 ㉓企業の防災・減災への取組の促進
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	
5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
5-4	港湾施設等の被災による海上輸送機能の長期停止	⑯港湾施設の老朽化対策【再掲】
5-5	基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）の機能停止	⑯港湾施設の老朽化対策【再掲】 ⑰広域道路ネットワークの充実【再掲】 ⑱幹線市道及び生活関連道路の整備【再掲】 ⑲道路施設（橋梁等）の長寿命化【再掲】

		②④港湾施設の整備 ②⑤地域鉄道の防災性の向上
5-6	食料等の安定供給の停滞	①⑥港湾施設の老朽化対策【再掲】 ①⑦広域道路ネットワークの充実【再掲】 ①⑧幹線市道及び生活関連道路の整備【再掲】 ①⑨道路施設（橋梁等）の長寿命化【再掲】 ②⑥漁港等漁業活動拠点の安全性の確保
6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	
6-2	上水道等（取水・貯水・浄水・送配水施設及び基幹管路等）の長期間にわたる供給停止	②⑦水の安定供給、地域格差の解消 ②⑧応急給水体制の整備 ②⑨安全・安心な水の安定供給の確保
6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	②⑥漁港等漁業活動拠点の安全性の確保【再掲】 ③⑩汚水の安定処理の確保
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	①⑥港湾施設の老朽化対策【再掲】 ①⑦広域道路ネットワークの充実【再掲】 ①⑧幹線市道及び生活関連道路の整備【再掲】 ①⑨道路施設（橋梁等）の長寿命化【再掲】 ②④港湾施設の整備【再掲】 ②⑤地域鉄道の防災性の向上【再掲】
6-5	異常渇水等（河川・貯水池等の枯渇）による用水供給の途絶	②⑦水の安定供給、地域格差の解消【再掲】
7-1	市街地での大規模火災の発生	①消防用車両等の整備【再掲】 ②消防水利の整備【再掲】 ③緊急消防援助隊の応援【再掲】
7-2	海上・臨海部（民間・防衛施設を含む）の広域複合災害の発生	①⑧幹線市道及び生活関連道路の整備【再掲】 ①⑨道路施設（橋梁等）の長寿命化【再掲】
7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	②⑨安全・安心な水の安定供給の確保【再掲】 ③①ため池ハザードマップの周知 ③②防災重点農業用ため池の防災・減災対策
7-5	有害物質の大規模拡散による被害の拡大	
7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	③③道路施設（農道・林道）の長寿命化
7-7	風評被害等による経済等への甚大な影響	
7-8	獣舎や畜舎が損壊・倒壊し、中大型家畜等が脱柵することによる二次災害の発生	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に	

	精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-4	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	⑩港湾施設の老朽化対策【再掲】 ⑪広域道路ネットワークの充実【再掲】 ⑫幹線市道及び生活関連道路の整備【再掲】 ⑬道路施設（橋梁等）の長寿命化【再掲】
8-5	広域・長期にわたる浸水被害等の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	④海岸保全施設の整備【再掲】 ⑤海岸保全施設の老朽化対策【再掲】 ⑥河川の適正な管理【再掲】 ⑦水災害から市民の生命・財産を守る【再掲】 ⑧排水機場の施設更新【再掲】
8-6	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	
9-1	離島・半島のインフラ損壊による長期にわたる孤立地域の発生	③緊急消防援助隊の応援【再掲】 ⑪広域道路ネットワークの充実【再掲】 ⑫幹線市道及び生活関連道路の整備【再掲】 ⑬道路施設（橋梁等）の長寿命化【再掲】 ⑭フェリ 一運航事業者等との連携【再掲】 ⑮漁港等漁業活動拠点の安全性の確保【再掲】

本市の国土強靱化推進のための取組状況を把握するため、重点施策については、以下の指標（K P I）により進捗管理を行います。

【重点施策の指標（K P I）】

	重点施策名	指標名（K P I）	現状値 (R5実績)	目標値	目標年次	部局
①	消防用車両等の整備	出動時における故障件数 0 件	100%	100%	毎年度	消防局
②	消防水利の整備	消防水利の整備率	93.8%	100%	2046	消防局
③	緊急消防援助隊の応援	県内登録隊数	98.9%	100%	2024	消防局
④	市営住宅の耐震化及び 予防保全	市営住宅の 耐震化率	70.5%	100%	2027	都市整備部
⑤	海岸保全施設の整備	海岸保全施設の整備改良事 業実施率	35%	100%	2030	港湾部
⑥	海岸保全施設の老朽化 対策	海岸保全施設の維持管理更 新実施率	37%	100%	2024	港湾部
⑦	河川の適正な管理	河川構造物（ポンプ・樋門 等）維持補修実施率	59.5%	100%	2028	土木部
⑧	水災害から市民の生命・ 財産を守る	雨水渠整備実施率	44.0%	100%	未定	水道局 土木部
⑨	排水機場の施設更新 (R5)	排水施設更新実施率	1.3%	100%	2029	農林水産部
⑩	河川の整備	河川構造物（暗渠）維持補 修実施率（Ⅲ判定）	62.0%	100%	2025	土木部
⑪	急傾斜地等の対策	急傾斜地崩壊対策事業により 保全される人家戸数	4,510 戸	100%	2025	土木部
⑫	特殊地下壕の対策	特殊地下壕対策工事完了箇 所数	80 箇所	82 箇所	2025	土木部
⑬	防災情報の確実な伝達	防災行政無線戸別受信機の 配備地区数	15 地区	27 地区	2022	防災危機管理局
⑭	防災情報の見える化と周 知	洪水ハザードマップ作成河川数	14 河川	100%	2026	土木部 防災危機管理局
⑮	要配慮者利用施設の避 難確保	要配慮利用施設の避難確保 計画策定率	55.9%	100%	2023	保健福祉部
⑯	港湾施設の老朽化対策	港湾施設の維持管理更新実 施率（※県事業を除く）	64%	100%	2024	港湾部
⑰	広域道路ネットワークの充 実	高規格道路のミッシングリンク改 善着手率(松浦佐々・東彼杵)	56.0%	100%	未定	土木部
		高規格道路の 4 車線化事業 着手率(佐世保・武雄佐世保)	55.1%	100%	未定	土木部

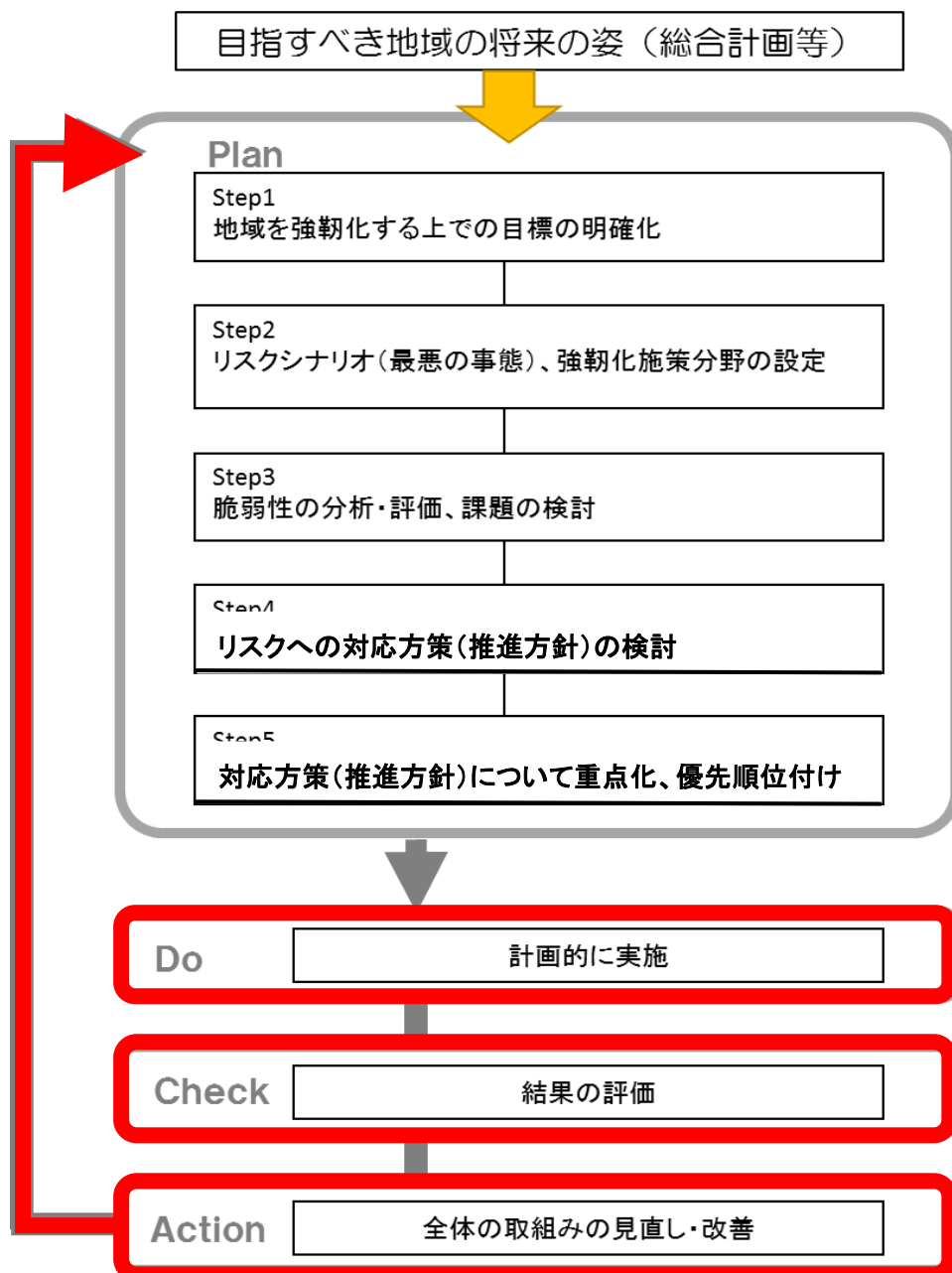
	重点施策名	指標名（K P I）	現状値 (R5実績)	目標値	目標年次	部局
⑮	幹線市道及び生活関連 道路の整備	道路整備事業実施率	55.6%	100%	2029	土木部
⑯	道路施設（橋梁等）の 長寿命化	早期に対策を講ずべき橋梁の 修繕措置率	80.6%	100%	2025	土木部
⑳	フェリー運航事業者等との 連携	協定等の運用率(運用数/離島数)	100%	100%	2023	消防局
㉑	医療体制の充実	災害医療訓練実施回数（年 1回）	0回	1回	毎年度	保健福祉部
㉒	災害対策機能の維持強 化	庁舎の耐震化等の進捗率	10%	100%	2031	水道局
㉓	企業の防災・減災への取 組の促進	商工会議所等との連携による BCP セミナーの開催	1回	1回	2030	経済部
㉔	港湾施設の整備	港湾施設の整備改良実施率 （※県事業を除く）	33%	100%	2024	港湾部
㉕	地域鉄道の防災性の向 上	施設整備計画進捗率	100%	100%	2023	地域未来 創造部
㉖	漁港等漁業活動拠点の 安全性の確保	災害対応強化を実施する漁港 数（離島7漁港を含む）	100%	100%	2068	農林水産部
㉗	水の安定供給、地域格 差の解消	給水人口一人当たり平均断 水・濁水時間	0.19 時間	0.19 時間	2024	水道局
㉘	応急給水体制の整備	給水車維持率	100%	100%	毎年度	水道局
㉙	安全・安心な水の安定供 給の確保	基幹管路における事故発生件 数	13 件	6 件	2024	水道局
㉚	汚水の安定処理の確保	管渠更生率	3.10%	3.37%	2024	水道局
㉛	ため池ハザードマップの作 成・周知	ハザードマップ作成率 作成数／94 ため池	－	100%	2025	農林水産部
㉜	防災重点農業用ため池 の防災・減災対策	劣化状況評価率 作成数／94 ため池	80%	100%	2025	農林水産部
㉝	道路施設（橋梁等）の 長寿命化	道路施設の点検実施率（5 年に1度の頻度）	－	100%	2025	農林水産部

本計画については、計画的に実施できているかどうかを評価し、全体の取組の見直し・改善を図っていくという PDCA サイクルを循環させながら、国土強靱化の取組を推進していきます。

また、今後の社会経済情勢の変化や、国及び長崎県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施します。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとします。

また、地域防災計画等、国土強靱化に係る本市の他の分野別計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図ります。



別表(関連事業等)

① 行政機能			
発災時においても、市民の生命を守り、迅速な復興を図るため、行政としての基幹機能の保持を図ります。			
施策名	市	県	国
消防用車両等の整備	・自動車、機械整備 ・自動車機械維持管理 ・消防用資機材整備 ・救急救助装備等整備		・緊急消防援助隊の活動体制の充実強化
津波や浸水災害に対する備え	・自動車、機械整備 ・救急救助装備等整備 ・消防装備品整備		・緊急消防援助隊の活動体制の充実強化 ・地域防災力の中核となる消防団等の充実強化
消防水利の整備	・新設消防水利整備 ・既設消防水利整備		・消防防災施設の整備促進
医療救護体制の確立	・自動車、機械整備 ・救急救助装備等整備 ・メディカルコントロール等関係経費		
長崎県内消防相互応援 緊急消防援助隊の応援 防災航空隊との連携	・消防救助活動等経費 ・自動車、機械整備		・緊急消防援助隊の活動体制の充実強化
ドクターヘリの出動	・メディカルコントロール等関係経費		
通信指令システム等の整備	・通信指令システム整備事業		
非常電源等の確保	・施設維持管理整備		
消防救急無線設備の整備	・通信機器整備		
商業施設などの防火対策	・火災予防推進事業 ・危険物調査関係事業		・火災予防対策等の推進
地域における防火防災対策	・火災予防推進事業		・火災予防対策等の推進
消防活動拠点の強化	・消防庁舎整備 ・消防団施設補修 ・格納庫等建設整備		
地震、津波災害時の被災者軽減	・防災訓練事業 ・防災意識啓発事業 ・地区防災計画策定推進事業		
地域避難施設の確保及び運営	・地域避難所自主運営用品購入補助事業		

① 行政機能			
発災時においても、市民の生命を守り、迅速な復興を図るため、行政としての基幹機能の保持を図ります。			
施策名	市	県	国
防災情報の確実な伝達	・ 防災行政無線整備事業		
情報伝達手段の確保、強化	・ 防災行政無線維持管理事業		
受援体制の整備	・ 災害対応計画推進事業		
市職員の災害対応力強化			
コミュニティセンターの危険部位解消、耐震改修事業	・ 地区コミュニティセンター 管理運営事業		
学校施設等の危険部位（外壁・内壁・天井等）解消	・ 学校施設維持改修事業 ・ 学校施設整備事業		
学校施設の整備	・ 学校施設維持改修事業 ・ 学校施設整備事業		
災害時用備蓄品の確保	・ 災害援護事業		
地域コミュニティの活性化	・ コミュニティ推進事業		
災害対策拠点の強化	・ 庁舎管理事業		
保健所の非常用電源の確保	・ 社会福祉一般管理事業		
円滑なボランティア活動	・ 地域福祉推進事業		
災害対策機能の維持・強化	・ 水道局庁舎建設事業		
学校施設等の危険部位（外壁・内壁・天井等）解消	・ 学校施設維持改修事業 ・ 学校施設整備事業 （危険改築・不適格改築） ・ 清水中学校 （防災機能強化（外壁）） ・ 船越小学校 ・ 江迎小学校 ・ 猪調小学校 ・ 吉井中学校 ・ 愛宕中学校 ・ 柚木中学校		
学校施設の整備	・ 学校施設維持改修事業 ・ 学校施設整備事業 （へき地教員住宅等） ・ 宇久地区 （大規模改造（空調）） ・ 吉井南小学校 ・ 柚木中学校 ・ 早岐小学校 ・ 日宇小学校 ・ 天神小学校 ・ 潮見小学校		

① 行政機能

発災時においても、市民の生命を守り、迅速な復興を図るため、行政としての基幹機能の保持を図ります。

施策名	市	県	国
	・大久保小学校 ・船越小学校 ・相浦小学校 ・相浦小学校高島分校 ・皆瀬小学校 ・大野小学校 ・歌浦小学校 ・宮中学校 ・三川内中学校 ・早岐中学校 ・日宇中学校 ・相浦中学校 ・中里中学校 ・大野中学校 ・宇久中学校 ・江迎中学校 ・吉井中学校		

② 都市・住宅・環境

都市施設の充実等により発災時の被害軽減、被災者の負担軽減を図ります。

施策名	市	県	国
斜面密集地における防災性の向上	・斜面密集市街地対策事業 ・住宅市街地総合整備事業 (戸尾・松川地区) (福田・中通地区) (東山地区) ・車みち整備事業 (矢岳・今福地区)	・住宅市街地総合整備事業 (東山地区) (福田・中通地区) (戸尾・松川地区)	
既存建築物等の更新	・市街地再生指導事業 ・市街地再開発事業 ・土地区画整理事業 ・住宅・建築物耐震化推進事業(戸建木造住宅耐震化事業) ・危険空家対策 ・緊急避難道路沿いの建築物耐震化対策 ・狭あい道路整備事業 ・住宅政策推進事業	・市街地再開発事業 ・土地区画整理事業 ・長崎県耐震・安心 住まいづくり支援事業 ・地域住宅政策推進事業	

② 都市・住宅・環境

都市施設の充実等により発災時の被害軽減、被災者の負担軽減を図ります。

施策名	市	県	国
市営住宅の耐震化及び予防保全	・市営住宅建替事業 ・市営住宅管理事業	・公営住宅等整備事業 ・公営住宅等ストック総合改善事業	
公園施設の老朽化対策	・公園の安全性・快適性確保事業 ・身近な公園整備事業	・西海橋公園長寿命化対策事業	
宅地の耐震化	・宅地耐震化事業 ・がけ地近接危険住宅移転事業		
地籍調査の推進	・地籍調査事業	・地籍調査事業	
被災時の宅地・建築物危険度判定士の育成	・被災建築物応急危険度判定業務 ・被災宅地危険度判定業務		
災害時における一般廃棄物処理施設の安定的な稼働	・ごみ処理施設運営事業 ・し尿処理施設運営事業		
災害廃棄物仮置場の設置	・一般廃棄物処理計画推進事業（災害廃棄物対策）		
水の安定供給、地域格差の解消	・石木ダム建設関連事業 ・北部エリア送水管整備事業 ・重要給水施設配水管路整備事業 ・浄水施設の更新 ・水道施設の耐震化	・石木ダム建設事業	
汚水の安定処理の確保	・管路の更新 更生事業 ・施設の更新事業		

③ 保健医療・福祉

保健医療体制の連携、確保により市民の生命を守ります。

施策名	市	県	国
社会福祉施設等の耐災害性強化対策	・ 保育所等施設整備事業 ・ 社会福祉施設整備補助事業 ・ 公的介護施設整備補助事業 ・ 保育所等施設改修事業 ・ 社会福祉施設整備補助事業 ・ 公的介護施設整備補助事業	・ 幼稚園耐震化緊急整備事業 ・ 幼稚園耐震化緊急整備事業	
医療体制の充実	・ 地域医療推進事業		
感染症への対策	・ 感染症対策事業		
応急給水体制の整備	・ 給水車更新事業 ・ 応急給水資機材の備蓄		

④ 産業分野(情報通信・エネルギー・産業構造)

企業の防災・減災の取組を促進するとともに、被災時の事業者支援を行います。

施策名	市	県	国
企業の防災・減災への取組の促進	・ 1 日経営ドック（専門家派遣事業） ・ 事業継続力強化支援計画の作成（商工会議所・商工会）	・ 事業継続力強化支援計画の認定（商工会議所・商工会）	・ 事業継続力強化計画の認定制度（企業）
災害時における中小企業への支援	・ 中小企業融資	・ 中小企業融資	・ セーフティネット保証制度
エネルギー供給事業者との協定締結	・ 防災訓練事業		

⑤ 農林水産

農林水産業施設損壊等による2次被害の防止により、市民の生命・財産を守ります。

施策名	市	県	国
防災重点農業用ため池の防災減災事業	・ ため池調査事業 ・ 土地改良事業（県営事業負担金）	・ 農村地域防災減災事業 佐世保地区（赤新田池） 佐世保 2 期地区（鳥越溜池） 流矢地区（流矢溜池） 佐世保 3 期地区（大牟田溜池・心野第 2 溜池、岳野 3 号溜池・熊ノ木溜池）	

農業・農村の多面的機能の維持・発揮	・土地改良事業（県営事業負担金）	・農業競争力強化基盤整備事業】 ・針陽地区 ・宮長地区 ・横手地区	
畜舎等の安全性の確保	・畜産施設・機械等整備事業		
漁港等漁業活動拠点の安全性の確保	・太郎ヶ浦地区地域水産物供給基盤整備事業 ・水産物供給基盤機能保全事業 ・海岸老朽化対策事業 ・集落排水施設長寿命化対策事業 ・生産基盤施設整備事業	・平漁港農山漁村地域整備交付金（高潮対策事業） ・楠泊漁港水産生産基盤整備事業	
排水機場の施設更新	・江上排水機場 ・相浦排水機場	排水機場の施設更新	
道路施設（農道・林道）の長寿命化	・道路施設（農道・林道）の長寿命化で橋梁・トンネル・舗装等の点検実施		

⑥ 国土保全・交通・物流			
命を守る斜面地、浸水対策の推進及び緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの充実を図ります。			
施策名	市	県	国
河川の適正管理	・河川等保全事業	・特定構造物改築事業 ・日野川 ・小野川 ・相浦川	
河川の整備	・河川等保全事業	・広域河川改修事業 ・相浦川 ・早岐川 ・総合流域防災事業 ・長崎北圏域（情報基盤） ・宮村川 ・日宇川 ・江迎川 ・大規模特定河川事業 ・早岐川	
急傾斜地等の対策	・急傾斜地崩壊対策事業 ・長坂（16）地区 ・針尾北（4）地区 ・瀬戸越3丁目（1） ・大和（8）地区	・急傾斜地区崩壊対策事業 ・陣の内（2）地区 ・有福（3）地区 ・白岳（11）地区 ・梅田（3）地区	

	・日宇（9）地区 ・幸和（1）地区 ・神島（3）地区 ・針尾西（1）地区 ・藤原（9）地区 ・鹿子前（15）地区 ・大和（1）（3）地区 ・有福（4）地区 ・戸尾地区 ・熊野（9）地区 ・高梨（2）地区 ・赤崎（8）地区 ・黒髪（3）地区 ・権常寺地区 ・石坂（2）地区 ・折橋（5）地区 ・西郷地区 ・勝海（2）地区 ・中今福地区 ・白南風（7）地区 ・三川内地区 ・西今福地区 ・黒髪（67）地区 ・日宇（19）地区 ・梅田（3）地区 ・若葉（2）地区 ・権常寺（9）地区 ・須田尾（13）地区 ・松瀬（16）地区 ・高島地区 ・日宇（79）地区 ・杉谷地区 ・鹿子前（20）地区 ・長坂（33）地区 ・日宇（23）地区 ・今福（16）地区 ・西の浜地区 ・白木（16）地区 ・平原（1）地区 ・白岳（44）地区 ・陣の内（20）地区 ・相浦（66）地区 ・白岳（2）地区 ・大野（1）地区 ・権常寺（1）地区 ・江永（1）地区 ・江上（39）（40）地区 ・江上（28）地区 ・折橋（4）（18）地区 ・大和（21）地区 ・山祇（13）地区	・大和（8）地区 ・松瀬（2）地区 ・山手（15）地区 ・瀬戸越（6）地区 ・矢岳（5）地区 ・相浦（2）地区 ・小西浦地区 ・勝海（5）地区 ・小島（9）地区 ・名切（16）地区 ・長坂（15）地区 ・折橋（11）地区 ・黒髪（122）地区 ・白岳（5）地区 ・大黒（2）地区 ・鹿子前（6）地区 ・花高（4）地区 ・天神地区 ・日野地区 ・吉福（2）地区 ・庵浦（1）地区 ・有福（76）地区 ・長坂（9）地区 ・指方地区 ・東浜（11）地区 ・鹿子前（4）地区 ・陣の内（13）地区 ・日宇地区 ・日野（29）地区 ・松川（1）地区 ・上原（1）地区 ・指方地区 ・白岳（68）地区 ・折橋（19）地区 ・早苗（24）地区 ・中原（3）地区 ・須田尾地区 ・下歌ヶ浦（13）地区 ・通常砂防事業 ・松山川 ・中原川 ・下小島川（イ） ・事業間連携砂防等事業 ・大野地区（地すべり） ・鷲尾岳地区（地すべり） ・地すべり対策事業	
--	---	---	--

	・保立(3)地区 ・長坂(24)地区 ・白岳(12)地区 ・瀬戸越2丁目(2)地区 ・大和(49)地区 ・松川(1)地区 ・日野(29)地区 ・上原(1)地区 ・白岳(68)地区 ・折橋(19)地区 ・早苗(24)地区 ・中原(3)地区 ・須田尾地区 ・大和(67)地区 ・下歌ヶ浦(13)地区 ・島地(5)地区 ・鹿子前(72)(73)地区 ・新田(13)地区 ・名切(4)地区 ・椎木(28)地区 ・名切(13)地区 ・松川(4)地区 ・瀬戸越2丁目(3)地区 ・大黒(2)地区 ・指方地区 ・陣の内(15)地区 ・有福(55)地区 ・白岳(18)地区 ・下本山地区 ・鹿子前(56)(57)地区 ・名切(5)地区 ・上川内(12) ・天神(11)(45)地区 ・吉岡(18)地区 ・折橋(2)地区 ・梅田(2)地区	・坊ノ上地区 ・木浦原地区 ・特定緊急地すべり対策事業 ・牧の地地区 ・長崎北圏域砂防設備等緊急改築事業 ・長崎北圏域総合流域防災事業（砂防事業等） ・長崎北圏域総合流域防災事業（基礎調査） ・長崎北圏域総合流域防災事業（情報基盤） ・長崎北圏域総合流域防災事業（長寿命化）（砂防） ・長崎北圏域総合流域防災事業（長寿命化）（地すべり） ・長崎北圏域総合流域防災事業（長寿命化）（急傾斜） ・日泊川等砂防メンテナンス事業（長寿命化） ・日泊川等砂防メンテナンス事業 ・棚方(10)地区 ・棚方(29)地区 ・棚方(42)地区 ・赤崎(8)地区 ・日野(46)地区 ・日野(77)地区 ・柚木(2)地区 ・木風(44)地区 ・中原地区 ・白岳(1)地区 ・石坂(3)地区 ・長坂(16)地区 ・針尾北(4)地区 ・瀬戸越3丁目(1)地区 ・日宇(9)地区 ・幸和(1)地区	
--	---	---	--

		・ 神島(3)地区 ・ 針尾西(1)地区 ・ 藤原(9)地区 ・ 鹿子前(15)地区 ・ 大和(1)(3)地区 ・ 有福(4)地区 ・ 戸尾地区 ・ 熊野(9)地区 ・ 高梨(2)地区 ・ 黒髪(3)地区 ・ 権常寺地区 ・ 石坂(2)地区 ・ 折橋(5)地区 ・ 西郷地区 ・ 勝海(2)地区 ・ 中今福地区 ・ 白南風(7)地区 ・ 三川内地区 ・ 西今福地区 ・ 黒髪(67)地区 ・ 日宇(19)地区 ・ 若葉地区 ・ 権常寺(9)地区 ・ 須田尾(13)地区 ・ 松瀬(16)地区 ・ 高島地区 ・ 日宇(79)地区 ・ 杉谷地区 ・ 鹿子前(20)地区 ・ 長坂(33)地区 ・ 日宇(23)地区 ・ 今福(16)地区 ・ 西の浜地区 ・ 白木(16)地区 ・ 平原(1)地区 ・ 有福(55)地区 ・ 白岳(44)地区 ・ 大野(1)地区 ・ 白岳(18)地区 ・ 陣の内(20)地区 ・ 相浦(66)地区 ・ 白岳(2)地区 ・ 権常寺(1)地区 ・ 江永(1)地区 ・ 江上(39)(40)地区 ・ 江上(28)地区 ・ 折橋(4)(18)地区 ・ 大和(21)地区 ・ 山祇(13)地区 ・ 上川内(12)地区 ・ 保立(3)地区	
--	--	---	--

		・長坂(24)地区 ・白岳(12)地区 ・瀬戸越2丁目(2)地区 ・大和(49)地区	
特殊地下壕の対策	・特殊地下壕対策事業 (要対策19箇所) ・神島町 ・立神町 ・干尽町(4箇所) ・日宇町 ・宮津町 ・長坂町 ・小島町 ・八幡町 ・相浦町 ・針尾中町 ・指方町 ・新替町 ・若葉町 ・藤原町 ・金比良町 ・大宮町 ・今福町 ・早苗町 ・江上町		
防災情報の見える化と周知	・河川等保全事業(ハザードマップ作成) ・宮村川 ・日宇川 ・犬尾川 ・黒髪川 ・山口川 ・西竜川 ・佐世保川 ・相浦川 ・久保仁田川 ・小川内川 ・野中川 ・里見川 ・黄斑川 ・高尾川 ・大野川 ・三本木川 ・牟田川 ・池野川 ・小野川 ・日野川		

	・新田川 ・金田川 ・小森川 ・鷹巣川 ・日出川 ・江永川 ・早岐川 ・福石川 ・佐々川 ・福井川 ・北川内川 ・路木場川 ・鍋田川 ・高峰川 ・小佐々川 ・つづら川 ・竹田川 ・上矢岳川 ・江端川 ・江迎川 ・嘉例川 ・山の田川 ・坂瀬川 ・鹿町川 ・杉谷川 ・大加勢川 ・樋口川		
--	---	--	--

広域道路ネットワークの充実	・広域幹線道路整備促進事業 ・街路整備事業	・一般県道俵ヶ浦日野線（赤崎工区） ・一般県道佐世保世知原線（板山工区） ・一般県道日野松浦線（棕呂路トンネル） ・一般国道 202 号（浦頭拡幅） ・一般国道 204 号電線共同溝事業 ・都市計画道路春日瀬戸越線 ・主要地方道佐々鹿町江迎線（鹿町工区、楠泊～矢岳工区） ・一般県道平瀬佐世保線（広田工区、早岐工区） ・一般県道重尾長畑線（城間工区） ・<u>一般国道 204 号（春日拡幅）</u> ・<u>一般国道 498 号（瀬戸越拡幅）</u>	・西九州自動車道（松浦佐々道路） ・西九州自動車道（佐世保道路）4 車線化（西日本高速道路(株)） ・西九州自動車道（武雄佐世保道路）4 車線化（西日本高速道路(株)） ・東彼杵道路 ・一般国道 205 号（針尾バイパス） ・一般国道 35 号電線共同溝事業（大和地区） ・都市計画道路佐世保縦貫線
幹線市道及び生活関連道路の整備	・道路整備事業 ・前畑崎辺道路 ・藤原崎辺町線 ・福石天神町線 ・権常寺中原町線 ・指方白毛線 ・釜大島線 ・鳩の浦大崎線 ・田の頭安久の浦線 ・相浦山手線 ・江永本線 ・田原柚木町線 ・東山手上部線 ・楠木原線 ・鶴渡越観光通線 ・日出心野線 ・旭橋通線 ・浅子二本松線 ・池谷線 ・名切高天町線 ・尼瀉循環線 ・梅田保立町線 ・中石岳椎尾線 ・吉岡中里町線 ・早岐広田町線 ・早岐中町 2 号線 ・早岐川左岸線 ・早岐上原町線	・一般国道 202 号（有福） ・一般国道 204 号（田原） ・一般県道佐世保世知原線（田原） ・一般県道平瀬佐世保線（広田） ・一般国道 498 号（柚木） ・一般県道重尾長畑線（宮） ・一般国道 204 号（西江迎、松瀬） ・主要地方道佐世保吉井松浦線（下直谷） ・主要地方道鹿町江迎線（歌ヶ浦） ・主要地方道佐々鹿町江迎線（臼ノ浦） ・主要地方道佐世保嬉野線（新行江工区） ・一般県道佐世保鹿町線（平原） ・一般国道 205 号（針尾東）	

	・桑木場花高線 ・上原黒髪町線 ・野方牧崎線 ・白馬循環線 ・下宇戸満場線 ・前岳御橋線 ・高峰乙石尾線 ・立石田ノ元線 ・上吉田線 ・春日神社線 ・梶木場線 ・中通かじか線 ・曲道線 ・赤木場線 ・平梅の木線 ・大悲観小坂線 ・矢岳冷水西川内線 ・下元蔵寄岩線 ・臼ノ浦 1 号線 ・新田小島大瀬線 ・田原黒石線 ・轟線 ・新橋線 ・七腕線 ・草ノ尾田ノ元線 ・山手浦線 ・西土肥ノ浦線 ・岳ノ木場船ノ村線 ・大平大切線 ・土肥ノ浦口ノ里線 ・岳ノ木場船ノ木場線		
道路施設（橋梁等）の長寿命化	・道路環境維持管理事業	・一般国道 202 号道路災害防除事業（佐世保市～西海市） ・一般県道俵ヶ浦日野線道路災害防除事業（佐世保市庵浦町～赤崎町） ・主要地方道佐世保日野松浦線道路災害防除事業（佐世保市皆瀬町） ・主要地方道佐々鹿町江迎線道路災害防除事業（佐世保市小佐々町～鹿町町） ・主要地方道佐世保吉井松浦線道路災害防除事業（佐世保市吉井町） ・主要地方道柚木三川内線道路災害防除事業（川谷トンネル、里美トンネル）	

		・主要地方道栗木吉井線道路災害防除事業（小塚岳トンネル） ・主要地方道佐世保吉井松浦線道路災害防除事業（妙観寺トンネル、子産坂トンネル） ・主要地方道佐々鹿町江迎線道路災害防除事業（歌ヶ浦トンネル） ・一般県道佐世保世知原線道路災害防除事業（佐世保市知見寺町） ・一般県道南風崎停車場指方線道路災害防除事業（佐世保市指方町） ・主要地方道佐世保日野松浦線道路災害防除事業（佐世保市菰田町） ・主要地方道柚木三川内線道路災害防除事業（佐世保市横手町） ・一般国道 204 号橋梁補修事業（高岩橋、春日町歩道橋、江迎橋、江迎ボックス） ・一般国道 202 号橋梁補修事業（西海橋） ・一般県道佐世保鹿町線橋梁補修事業（相浦港大橋、沖見橋、津豆屋橋） ・一般県道南風崎停車場指方線橋梁補修事業（新針尾橋） ・主要地方道佐世保吉井松浦線橋梁補修事業（下の橋、宮崎橋） ・一般県道平瀬佐世保線橋梁補修事業（金石橋、潮入橋側道橋左） ・一般県道佐世保世知原線橋梁補修事業（上野原橋、槍巻橋） ・主要地方道栗木吉井線橋梁補修事業（吉井橋、山口橋） ・主要地方道佐世保日野松浦線橋梁補修事業（床並橋、三角橋） ・一般国道 202 号舗装補修事業（針尾東）	
--	--	---	--

		・一般国道 204 号舗装補修事業（佐世保市～佐々町） ・一般国道 204 号道路災害防除事業（本山トンネル） ・一般国道 202 号道路災害防除事業（指方トンネル） ・一般国道 204 号舗装補修工事（佐世保市）	
海岸保全施設の整備	【2 事業】 ・陸閘等の改良 ・海岸保全施設天端高嵩上げ		
港湾施設の整備	【6 施設】 ・三浦地区岸壁（-5.5m） ・三浦地区可動橋 ・鯨瀬 3 浮栈橋 ・鯨瀬 4 浮栈橋 ・鯨瀬 6 浮栈橋 ・鯨瀬 7 浮栈橋	・早岐港改修事業	
漁港等漁業活動拠点の安全性の確保	・海岸老朽化対策事業		
地域鉄道の防災性の向上	・松浦鉄道施設整備事業		

① リスクコミュニケーション			
複数の部局に跨る課題に対し、情報交換、連携を行いながら解決を図ります。			
施策名	市	県	国
観光客への対応（国内客、訪日外国人観光客）	・通信指令システム整備事業 ・救急救助装備等整備 ・消防救助活動等経費		
防火・防災教育の推進	・火災予防推進事業 ・防災意識啓発事業		・火災予防対策等の推進
避難行動要支援者の支援	・避難行動要支援者支援事業		
要配慮者利用施設の避難確保	・医事・薬事監視事業		
確実な緊急物資等の輸送手段の確保	・市有船舶管理運営事業		
災害時における海上輸送ルート確保	・佐世保港事業継続事業		
災害拠点病院との連携	・メディカルコントロール等関係経費 ・消防救助活動等経費		

避難所における課題	・避難所の環境改善事業		
防衛施設における災害情報の共有	・災害対応計画推進事業		
自主防災組織結成・育成対策	・自主防災組織育成事業 ・火災予防推進事業		・火災予防対策等の推進
水災害から市民の生命・財産を守る	・公共下水道（雨水渠）整備事業		

② 老朽化対策

既存インフラの高齢化が加速度的に増加する中、人命を守り、機能不全に陥らないよう老朽化対策、長寿命化を図ります。

施策名	市	県	国
公共施設（建物）の適正配置・保全	・施設再編整備推進事業		
観光施設の安全性の確保	・九十九島パールシーリゾート管理運営整備事業 ・公共宿泊施設管理事業 ・動植物園管理運営事業		
学校の老朽化対策	・学校施設維持改修事業 ・学校施設整備事業		
コミュニティセンターの老朽化対策	・地区コミュニティセンター管理運営事業		
河川の適正管理	・河川等保全事業	・特定構造物改築事業 ・日野川 ・小野川 ・相浦川 ・メンテナンス事業 ・つづら.ダム ・猫山ダム ・江永ダム ・樋口ダム	
河川の整備	・河川等保全事業	・広域河川改修事業 ・相浦川 ・早岐川 ・総合流域防災事業 ・宮村川 ・日宇川 ・江迎川	
急傾斜地等の対策	・急傾斜地崩壊対策事業 ・鹿子前地区 ・西今福（２）地区 ・大湊（３）地区	・急傾斜地区崩壊対策事業 ・陣の内（２）地区 ・有福（３）地区 ・白岳（１１）地区	

	・潮見地区 ・椎木（3）地区 ・福石地区 ・城山地区 ・今福地区 ・名切（1）地区 ・三浦地区 ・大和（5）地区 ・柳町（2）地区 ・白岳（1）地区 ・門平地区 ・須佐地区 ・棚方（2）地区 ・松山（2）地区 ・下山地区 ・真申地区 ・天神（2）地区 ・塩浸地区 ・瀬戸越（5）地区 ・俵町地区 ・矢櫃地区 ・白仁田地区 ・若葉地区 ・金比良地区 ・梅田地区 ・黒髪地区 ・白岳（2）地区 ・三川内（2）地区 ・祇園（2）地区 ・戸尾地区 ・勝海地区 ・須佐（3）地区 ・松山地区 ・有福（2）地区 ・大湊（4）地区 ・長尾地区 ・山手地区 ・長坂（3）地区 ・高島地区 ・赤崎（3）地区 ・八幡（2）地区 ・須佐（4）地区 ・大和（8）地区 ・城間地区 ・母ヶ浦地区 ・大宮（5）地区 ・名切（6）地区 ・黒髪（2）地区 ・太田地区 ・大和（7）地区 ・藤原地区	・梅田（3）地区 ・黒髪（4）地区 ・松瀬（2）地区 ・瀬戸越（6）地区 ・矢岳（5）地区 ・相浦（2）地区 ・勝海（5）地区 ・小島（9）地区 ・名切（16）地区 ・長坂（15）地区 ・折橋（11）地区 ・黒髪（122）地区 ・白岳（5）地区 ・大黒（2）地区 ・鹿子前（6）地区 ・花高（4）地区 ・天神地区 ・日野地区 ・吉福（2）地区 ・庵浦（1）地区 ・有福（76）地区 ・長坂（9）地区 ・指方地区 ・東浜（11）地区 ・日宇地区 ・日野（29）地区 ・松川（1）地区 ・上原（1）地区 ・指方地区 ・白岳（68）地区 ・折橋（19）地区 ・早苗（24）地区 ・中原（3）地区 ・須田尾地区 ・下歌ヶ浦（13）地区 ・通常砂防事業 ・松山川 ・中原川 ・下小島川（イ） ・事業間連携砂防等事業 ・大野地区（地すべり） ・鷲尾岳地区（地すべり） ・地すべり対策事業 ・坊ノ上地区 ・木浦原地区 ・特定緊急地すべり対策事業	
--	--	---	--

	・ 三川内(4) 地区	・ 牧の地地区 ・ 長崎北圏域砂防設備等緊急改築事業 ・ 長崎北圏域総合流域防災事業（砂防事業等） ・ 長崎北圏域総合流域防災事業（基礎調査） ・ 長崎北圏域総合流域防災事業（情報基盤） ・ 長崎北圏域総合流域防災事業（長寿命化）（砂防） ・ 長崎北圏域総合流域防災事業（長寿命化）（地すべり） ・ 長崎北圏域総合流域防災事業（長寿命化）（急傾斜） ・ 日泊川等砂防メンテナンス事業（長寿命化） ・ 日泊川等砂防メンテナンス事業 ・ 棚方(10) 地区 ・ 棚方(29) 地区 ・ 棚方(42) 地区 ・ 赤崎(8) 地区 ・ 日野(46) 地区 ・ 日野(77) 地区 ・ 柚木(2) 地区 ・ 木風(44) 地区 ・ 中原地区 ・ 白岳(1) 地区 ・ 石坂(3) 地区 ・ 長坂(16) 地区 ・ 針尾北(4) 地区 ・ 瀬戸越 3 丁目(1) 地区 ・ 日宇(9) 地区 ・ 幸和(1) 地区 ・ 神島(3) 地区 ・ 針尾西(1) 地区 ・ 藤原(9) 地区 ・ 鹿子前(15) 地区 ・ 大和(1)(3) 地区 ・ 有福(4) 地区	
--	---	---	--

		・戸尾地区 ・熊野(9)地区 ・高梨(2)地区 ・黒髪(3)地区 ・権常寺地区 ・石坂(2)地区 ・折橋(5)地区 ・西郷地区 ・勝海(2)地区 ・中今福地区 ・白南風(7)地区 ・三川内地区 ・西今福地区 ・黒髪(67)地区 ・日宇(19)地区 ・若葉地区 ・権常寺(9)地区 ・須田尾(13)地区 ・松瀬(16)地区 ・高島地区 ・日宇(79)地区 ・杉谷地区 ・鹿子前(20)地区 ・長坂(33)地区 ・日宇(23)地区 ・今福(16)地区 ・西の浜地区 ・白木(16)地区 ・平原(1)地区 ・有福(55)地区 ・白岳(44)地区 ・大野(1)地区 ・白岳(18)地区 ・陣の内(20)地区 ・相浦(66)地区 ・白岳(2)地区 ・権常寺(1)地区 ・江永(1)地区 ・江上(39)(40)地区 ・江上(28)地区 ・折橋(4)(18)地区 ・大和(21)地区 ・山祇(13)地区 ・上川内(12)地区 ・保立(3)地区 ・長坂(24)地区 ・白岳(12)地区 ・瀬戸越2丁目(2)地区 ・大和(49)地区	
道路施設（橋梁等）の長寿命化	・道路環境維持管理事業	・一般国道 202 号道路災害防除事業（佐世保市～	

		西海市) ・一般県道俵ヶ浦日野線道路災害防除事業（佐世保市庵浦町～赤崎町） ・主要地方道佐世保日野松浦線道路災害防除事業（佐世保市皆瀬町） ・主要地方道佐々鹿町江迎線道路災害防除事業（佐世保市小佐々町～鹿町町） ・主要地方道佐世保吉井松浦線道路災害防除事業（佐世保市吉井町） ・主要地方道柚木三川内線道路災害防除事業（川谷トンネル、里美トンネル） ・主要地方道栗木吉井線道路災害防除事業（小塚岳トンネル） ・主要地方道佐世保吉井松浦線道路災害防除事業（妙観寺トンネル、子産坂トンネル） ・主要地方道佐々鹿町江迎線道路災害防除事業（歌ヶ浦トンネル） ・一般県道佐世保世知原線道路災害防除事業（佐世保市知見寺町） ・一般県道南風崎停車場指方線道路災害防除事業（佐世保市指方町） ・主要地方道佐世保日野松浦線道路災害防除事業（佐世保市菰田町） ・主要地方道柚木三川内線道路災害防除事業（佐世保市横手町） ・一般国道 204 号橋梁補修事業（高岩橋、春日町歩道橋、江迎橋、江迎ボック	
--	--	--	--

		ス) ・一般国道 202 号橋梁補修事業（西海橋） ・一般県道佐世保鹿町線橋梁補修事業（相浦港大橋、沖見橋、津豆屋橋） ・一般県道南風崎停車場指方線橋梁補修事業（新針尾橋） ・主要地方道佐世保吉井松浦線橋梁補修事業（下の橋、宮崎橋） ・一般県道平瀬佐世保線橋梁補修事業（金石橋、潮入橋側道橋左） ・一般県道佐世保世知原線橋梁補修事業（上野原橋、槍巻橋） ・主要地方道栗木吉井線橋梁補修事業（吉井橋、山口橋） ・主要地方道佐世保日野松浦線橋梁補修事業（床並橋、三角橋） ・一般国道 202 号舗装補修事業（針尾東） ・一般国道 204 号舗装補修事業（佐世保市～佐々町） ・一般国道 204 号道路災害防除事業（本山トンネル） ・一般国道 202 号道路災害防除事業（指方トンネル） ・一般国道 204 号舗装補修工事（佐世保市）	
港湾施設の老朽化対策	【33 施設】 ・東浜 1 防波堤 ・東浜 3 防波堤 ・相浦-貫島防波堤 ・万津 2 物揚場 (-3.0m) ・万津 3 物揚場 (-1.5m)	・江迎港改修事業 ・早岐港改修事業 ・臼ノ浦港改修事業	【3 施設】 ・前畑地区岸壁 (-10m) ・前畑地区岸壁 (-11m)

	・万津 7 物揚場 (-4. 0m) ・大崎 2 物揚場 (-2. 5m) ・大崎 4 物揚場 (-3. 0m) ・大崎 6 物揚場 (-3. 0m) ・相浦 2 物揚場 (-2. 0m) ・横瀬 4 物揚場 (-2. 0m) ・鹿子前岸壁 (-5. 0m) ・前畑岸壁 (-7. 5m) ・前畑岸壁 (-11m) ・相浦岸壁 (-4. 5m) ・相浦岸壁 (-5. 5m) ・干尽岸壁 (-4. 5m) ・干尽岸壁 (-5. 5m) ・干尽岸壁 (-7. 5m) ・新みなと岸壁 (-7. 5m) ・早岐さん橋 ・佐世保市海の日協賛会 浮棧橋 ・干尽通船浮棧橋 ・干尽浮棧橋 ・下船越浮棧橋 ・鹿子前 4 浮棧橋 ・庵ノ浦マリナ浮棧橋 ・前畑地区臨港道路 ・干尽地区臨港道路 ・沖新地区臨港道路 ・大崎地区臨港道路 ・相浦地区 (3) 臨港道路 ・干尽地区護岸		・干尽地区岸壁 (-7. 5m)
海岸保全施設の老朽化対策	【52 施設】 ・浅子地区護岸 ・相浦地区護岸 ・大湊地区護岸 ・日野防潮堤 ・日野地区護岸 ・鹿子前地区護岸 ・船越護岸 ・白浜地区護岸 ・国崎地区護岸 ・小庵ノ浦 3 防波堤 ・野崎 3 防波堤 ・小庵ノ浦護岸 ・俵ヶ浦地区護岸 ・向後崎地区護岸 ・本船地区護岸 ・庵ノ浦地区護岸 ・東浜地区護岸 ・早岐地区護岸 ・有福地区護岸 ・横瀬地区護岸	・海岸長寿命化計画策定事業	

	・横瀬 2 突堤 ・寄船地区護岸		
安全・安心な水の安定供給の確保	・ダム長寿命化事業 ・旧市内 5 ダム ・基幹施設更新事業（導水管路整備） ・菰田導水管・吉福導水管（基幹管路整備） ・広田水系（配水施設整備） ・各ポンプ所設備（浄水施設整備） ・各浄水場内設備 ・水道施設統合事業（配水施設整備） ・山の田水系（導水管路整備） ・南部水系 ・水道施設更新事業（配水施設整備） ・各ポンプ所設備		
汚水の安定処理の確保	・管路の更新 更生事業 ・施設の更新事業		
し尿処理施設老朽化対策	・し尿処理施設運営事業		
漁港等漁業活動拠点の安全性の確保	・太郎ヶ浦地区地域水産物供給基盤整備事業 ・水産物供給基盤機能保全事業 ・海岸老朽化対策事業 ・集落排水施設長寿命化対策事業 ・生産基盤施設整備事業		
道路施設（農道・林道）の長寿命化	道路施設（農道・林道）の長寿命化で橋梁・トンネル・舗装等の点検実施		

③ 離島・半島対策			
離島における防災拠点及び交通手段の確保を図ります。			
施策名	市	県	国
フェリー運航事業者等との連携	・ 消防救助活動等経費		
漁港等漁業活動拠点の安全性の確保	・ 水産物供給基盤機能保全事業 ・ 海岸老朽化対策事業 ・ 集落排水施設長寿命化対策事業 ・ 生産基盤施設整備事業	・ 平漁港農山漁村地域整備交付金（高潮対策事業）	

令和2年3月 発 行

令和3年8月 一部改訂

令和5年3月 一部改訂

令和6年3月 一部改訂

令和7年2月 一部改訂

発 行：佐世保市

編 集：佐世保市防災危機管理局

〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号